

なごや緑の基本計画 2020 の
改定について

答 申

令和 2 年 1 月 27 日

名古屋市緑の審議会

本審議会は、平成30（2018）年2月1日に名古屋市長より諮問された「なごや緑の基本計画2020の改定について」に対して、なごや緑の基本計画2020改定検討部会を設けて調査審議を重ねた結果、次のとおり結論を得ましたので、名古屋市長に答申するものです。

本審議会は、名古屋市が本答申の趣旨に沿って、新たな時代に対応した緑のまちづくりに取り組まれることを要望します。

名古屋市緑の審議会

会 長	黒田 達朗
部会長	○ 千頭 聡
委 員	五十嵐 康之（H30.9～）
	○ 池邊 このみ
	石原 則義
	○ 小嶋 幸則（H31.4～）
	○ 桜井 種生（～H31.3）
	○ 長谷川 明子
	古澤 達也（～H30.7）
	○ 堀江 典子
	増田 理子
	○ 村山 顕人
	百瀬 則子
	○ 山田 宏之
	横張 真
	（50音順、敬称略）

○：なごや緑の基本計画2020
改定検討部会の構成委員

－ 目 次 －

第Ⅰ章 緑の基本計画について	1
1 計画の全体像.....	2
(1) 緑の基本計画とは.....	2
(2) 計画の概要.....	2
2 関連計画との関係	3
第Ⅱ章 本市のみどりの現状.....	5
1 みどりの特徴.....	6
(1) みどりの歴史.....	6
(2) 地形とみどり	9
(3) 緑被率	10
(4) 緑視率	10
(5) 沿道緑化率.....	11
2 みどりに関する市民意識	12
(1) 名古屋市民2万人アンケート	13
(2) 名古屋市次期総合計画成果指標に関するアンケート.....	14
(3) 市政アンケート.....	16
3 なごや緑の基本計画2020	20
(1) 基本方針1 みんなで取り組む緑のまちづくり の成果と課題	20
(2) 基本方針2 人と生きものが快適に暮らすまちづくり の成果と課題	22
(3) 基本方針3 既存の緑を大切に作るまちづくり の成果と課題	24
(4) 緑のまちづくりの成果のまとめ.....	26
第Ⅲ章 本市のみどりを取り巻く状況と課題	27
1 みどりを取り巻く状況	28
(1) 少子化・高齢化に伴う人口構造の変化.....	28
(2) リニア中央新幹線による交流圏の拡大.....	29
(3) 防災機能の重要性.....	29
(4) 生物多様性の状況、国際的な動向	30
(5) 関連計画.....	33
2 新たな視点	35
(1) 新たなステージに向けた緑とオープンスペース政策.....	35
(2) 都市緑地法等の法改正による新たな制度	35
(3) グリーンインフラの社会実装	36
(4) 持続可能な開発目標（SDGs）	38
3 今後に向けて.....	39
(1) みどりと都市 ～都市力～	39
(2) みどりと地域 ～地域力～	39
(3) みどりと社会 ～持続力～	39

第Ⅳ章	これからの緑のまちづくりの基本的な考え方.....	41
1	目標とするみどり	42
(1)	めざすみどりの都市像	42
(2)	みどりにより高める3つの力（基本方針）	42
(3)	みどりの多面的な効果（8K）の発揮.....	43
2	緑のまちづくりのイメージ.....	44
(1)	基本方針1 みどりにより都市力を高める	44
(2)	基本方針2 みどりにより地域力を高める	46
(3)	基本方針3 みどりにより持続力を高める	48
(4)	みどりを楽しむ.....	50
3	施策展開の方向性	58
(1)	みどりのネットワーク	58
(2)	グリーンインフラ.....	60
(3)	SDGs 未来都市として	62
第Ⅴ章	施策及び事業の展開.....	65
第Ⅵ章	計画の推進	69
1	推進体制	70
2	進行管理.....	71
(1)	進行サイクル	71
(2)	評価と見直し	71

第 I 章 緑の基本計画について

計画の位置づけや期間、対象とするみどりの定義など、計画の全体像を記載しています。

1 計画の全体像

(1) 緑の基本計画とは

緑の基本計画とは、都市緑地法第4条に基づいて市町村が定めることができる「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」です。緑の保全と創出とその管理・運営・経営も含めた関連する施策を総合的かつ計画的に実施するために「将来あるべき姿」と「実現のための施策」などを定めた、緑とオープンスペースに関する総合的な計画です。

(2) 計画の概要

① 計画の位置づけ

名古屋市（以下「本市」といいます。）では、「名古屋市基本構想（昭和52（1977）年12月）」のもと、令和元（2019）年9月に策定した「名古屋市総合計画2023」に沿ってまちづくりを進めています。

緑の基本計画は、「名古屋市総合計画2023」に沿ったみどりに関する個別計画であり、本市の他の個別計画と連携するとともに、広域的な視点から、国や県のみどりに関する計画との調整をはかりながら定めることとなっています。

② 計画名称

「名古屋市みどりの基本計画2030」（以下「本計画」といいます。）

③ 計画期間

計画期間は、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間とします。

④ 計画対象区域

原則として本市全域を対象とします。ただし、個別の施策等については、近隣市町村とのみどりの連続性や広域的な取り組みの連携に配慮します。

⑤ 将来人口の想定

本市の令和12（2030）年における人口は、230万6千人を想定します。

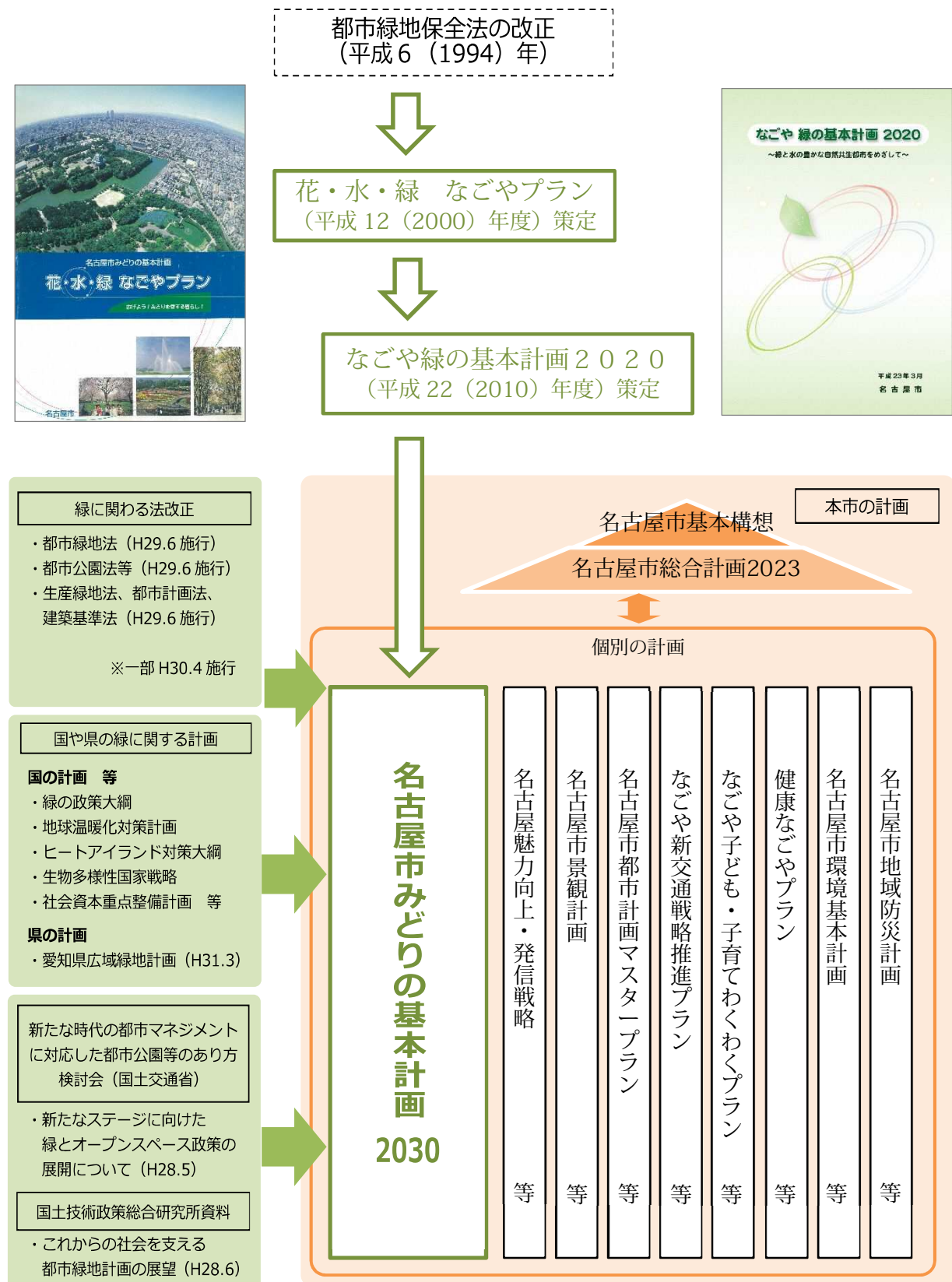
（策定年次（令和3（2021）年）：232万3千人）

⑥ みどりの定義

本計画では、農地や水辺などを含めて幅広く計画の対象とするため、みどりと表現します。みどりの対象は次の通り定義します。

- ・都市公園 ・都市公園以外の公共施設緑地（どんぐりひろば、児童遊園地を含む）
- ・農地 ・河川、ため池、水辺地 ・民間施設緑地（公開空地、住宅の庭を含む）
- ・法律や条例等により保全されている地域制緑地
- ・樹林地、湿地等の自然的環境を有する土地及び空間
- ・動植物の生息生育空間の基盤となる土、水等 ・樹木、草花等の植物

2 関連計画との関係



■「名古屋市みどりの基本計画 2030」と他の計画との関係

第Ⅱ章

本市のみどりの現状

本市のみどりについて、これまでの
みどりの施策の取り組み、みどりの特徴、
市民意識の面から整理しています。

1 みどりの特徴

(1) みどりの歴史

ここでは、本市のみどりがどのように守られ、生み出されてきたのか、都市化のあゆみとみどりの施策の変遷をたどっていきます。

ア みどりの骨格の形成 ～戦前～

本市における最初の公園として、明治 12（1879）年、浪越公園（現在的那古野山公園）が開園、明治 20（1887）年には笹島街道（現在の広小路通）において初めて街路樹が植栽されました。明治 22（1889）年に市制が施行されてからは、本市設置の第一号公園として鶴舞公園を明治 42（1909）年に開園しました。

大正 8（1919）年には（旧）都市計画法が制定され、大正 15（1926）年に東山公園や志賀公園など 24 か所、550ha を初めて都市計画決定しました。

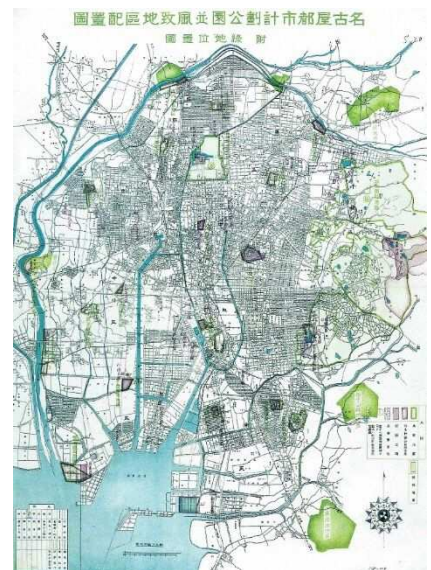
昭和 8（1933）年には土地区画整理設計標準が定められ、土地区画整理の実施に際し公園が確保される仕組みがほぼ整い、昭和 10 年代にかけて旧市街地内の主要な公園が次々と開園しました。昭和 12（1937）年には東山植物園、東山動物園を開園しています。

昭和 14（1939）年には、都市における自然風致の維持をはかるため、名古屋城や東山など 23 地区、2,500ha の風致地区を指定しました。

昭和 15（1940）年には、空襲による延焼拡大を防ぐため、小幡緑地、相生山緑地など 5 か所、826ha の都市計画決定を行いました。これは、市街地を環状に囲む形で緑地帯を設ける計画で、庄内川沿いや丘陵地一帯の大規模緑地が決定されました。



■現在の鶴舞公園



■緑地位置図（昭和 20 年）

注）戦前における最終の都市計画公園、風致地区及び都市計画緑地の配置図

イ 市街地の復興とみどりの育成 ～戦後～

第二次世界大戦により当時の市域の 25%、中心市街地の 60%を焼失した結果、街路樹はそれまでの半分の 12,400 本に減少し、社寺の緑の多くを失いました。

また、東部丘陵の樹林地は、戦中、戦後の燃料不足時代に薪炭材として多くの樹木が切り出され、荒廃してしまいました。戦後、昭和 21（1946）年から復興土地区画整理事業を開始させ、市街地内に公園を計画的に配置するとともに、全国でも有数の都市計画墓園である平和公園などを整備しました。



■昭和 30 年代後半の平和公園南部

また、戦災復興計画は、幅員 100mの道路 2 本、幅員 50mの道路 9 本をはじめ、将来の発展を見越して都心部に広大な空間を確保し、都心部に豊かなみどりを有する道路空間を形成することが可能となりました。戦災復興が進む中、昭和 34（1959）年秋の伊勢湾台風によって、街路樹は市全体で半数近くに被害があるなど、本市のみどりは大きな打撃を受けました。

昭和 40 年代には、庄内川水系における河川敷緑地整備など、河川敷を積極的に利用して都市の公園緑地の不足の解消をはかったほか、興正寺公園、吹上公園、千種公園など主要な公園を整備しました。また、昭和 45（1970）年に公園愛護会制度、昭和 55（1980）年に街路樹愛護会制度を発足させ、今日まで市民参加によるみどりの愛護活動の輪が広がっています。

ウ ゆとりとうるおいのあるまちへ ～みどりのストック拡大の取り組み～

昭和 47（1972）年、都市公園等整備緊急措置法が制定され、国の重点事業として都市公園整備を計画的に進めることが打ち出されました。

これに基づき、第 1 次都市公園等整備五箇年（第 6 次は七箇年）計画がスタートし、庄内緑地をはじめとする大規模公園緑地の整備を進めていきました。



■庄内川の遊水地を活用した庄内緑地

昭和 53（1978）年には「緑化都市宣言」を市会で決議し、同年の緑化推進条例の制定、昭和 55（1980）年の「緑の総合計画」、平成 2（1990）年の「都市緑化推進計画（緑のランドデザイン 21）」の策定と計画の推進により、積極的にみどりの量的拡大と質的向上につとめてきました。昭和 55（1980）年には、既存の緑の保全を図るため、本市で最初の特別緑地保全地区を指定しました。

昭和 63 年（1988）秋に開催された第 6 回全国都市緑化なごやフェア（緑・花・祭なごや'88）は、人々にみどりとのふれあいの場を提供し、みどりの持つ機能や魅力への理解を深めてもらう絶好の機会となりました。

平成に入ると、環境保全活動を行う市民ボランティアの増加やガーデニングのブームなど、人々の身近な自然環境への関心が高まり、日常生活の質の向上への意識が一層高まってきました。



■名古屋城外堀に架けられた
花の浮き橋（緑・花・祭なごや'88）

本市では平成 20（2008）年に全国で初めて市街化区域全域で緑化地域の都市計画決定を行い、建築物に対する緑化を義務づけました。あわせて緑のまちづくり条例を改正することにより、市の中心部や市街化調整区域を含む市全域で緑化規制を強化しました。

また、市民とのパートナーシップによる森づくり活動や、森づくり活動団体からなる「なごやの森づくりパートナーシップ連絡会」が組織されるなど、市民や事業者が主役となった緑のまちづくりを進めています。

エ いまあるものを活かす時代へ ～近年の取り組み～

平成 21（2009）年、鶴舞公園が 100 周年を迎え、「名古屋の公園 100 年のあゆみ」の発行と記念イベントを開催しました。本市のみどりは長い歴史を経ながら円熟味を帯びてきた一方で、公園施設の陳腐化・老朽化、街路樹等の大木化や生育環境の悪化などが顕著に表れるようになりました。

このような背景を受けて、都市公園の利活用の推進をはかっていくため、平成 24（2012）年 6 月に「名古屋市公園経営基本方針」を策定・公表しました。

公園を市民の重要な資産として捉え、市民・事業者・行政のパートナーシップのもと、経営的な手法で公園を最大限に活用していく公園経営の取り組みを進めています。

平成 18（2006）年より指定管理者制度を導入した公園の管理運営に取り組むとともに、パークマネジメントプランの策定や民間活力導入体制の整備等を行いました。

平成 26（2014）年 9 月には活用提案事業者を募集し、旧ランの館が久屋大通庭園フラリエとしてリニューアルしています。



■久屋大通庭園フラリエ

公園施設については、平成 20 年代以降を中心に点検体制の強化や公園管理システムを活用した施設管理を行うとともに、計画的な施設更新を行うために公園施設長寿命化計画を策定して施設の老朽化対策を進めてきました。

街路樹については、平成 27（2015）年 8 月に「街路樹再生指針」を策定・公表し、計画的な撤去・更新による街路樹再生の取り組みを進めてきました。

このように既存のみどりを大切にする取り組みを進める一方で、新たな公園緑地の整備として長期未整備公園緑地における事業推進をはかっていく必要があります。そこで、「長期未整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム」を平成 20（2008）年 3 月に、第 2 次を平成 30（2018）年 3 月に策定・公表し、防災公園等の早期供用開始をめざして事業を推進していきます。

近年の取り組みとしては、川名公園においては、災害時の避難場所となる公園を確保するため、平成 8（2006）年度より防災緑地緊急整備事業に着手し、用地買収と広場の暫定整備を行いました。平成 18（2016）年には全域において、事業認可を取得し、平成 20（2008）年度より本格整備を進め、平成 30（2018）年度に整備を完了し、本市の代表的な防災公園となっています。



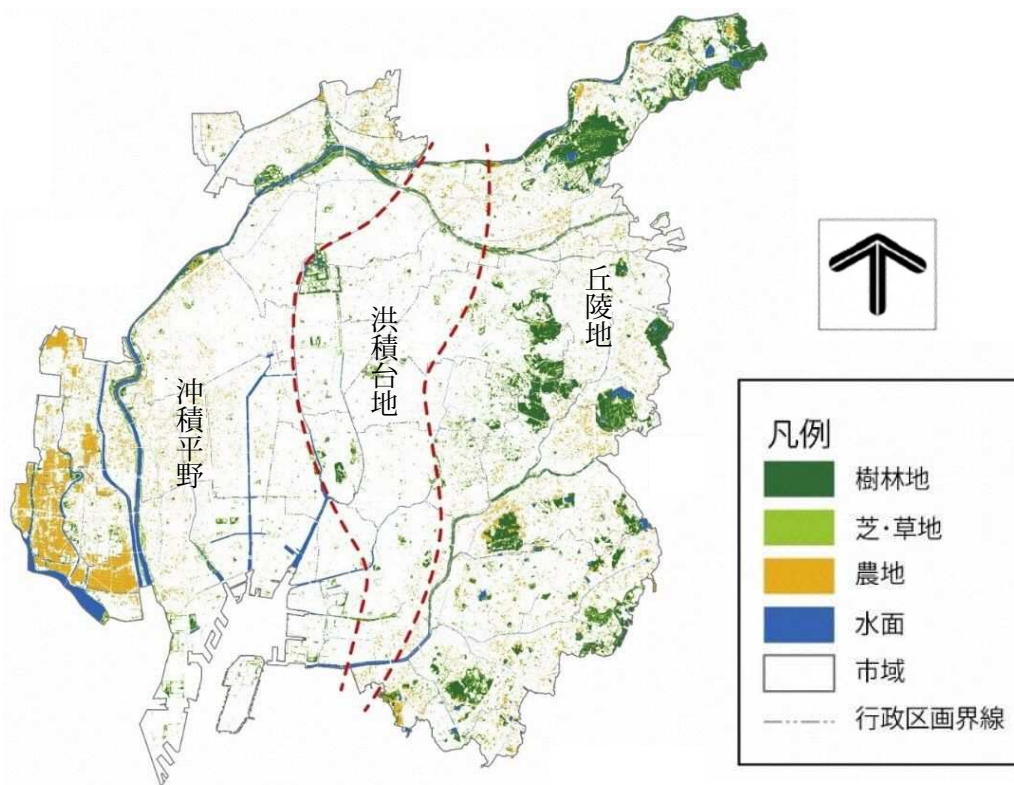
■災害対応型施設のある川名公園

本市では都市計画公園事業のほか、街区公園適正配置促進事業、区画整理事業などの公園整備も進めています。

近年厳しい財政状況が続いている中で、地域住民や緑のまちづくり活動団体（愛護会、活動承認団体、緑のパートナー等）による公園・街路樹の除草・清掃や樹林地・湿地の保全などのさまざまな活動により本市のみどりは支えられています。

(2) 地形とみどり

本市は伊勢湾の湾奥部に面し、木曽三川によって形成された広大な濃尾平野に位置しています。地形は、主に西部の沖積平野、中央部の洪積台地、東部の丘陵地といった特性があり、それぞれの特性に応じたみどりが形成されています。



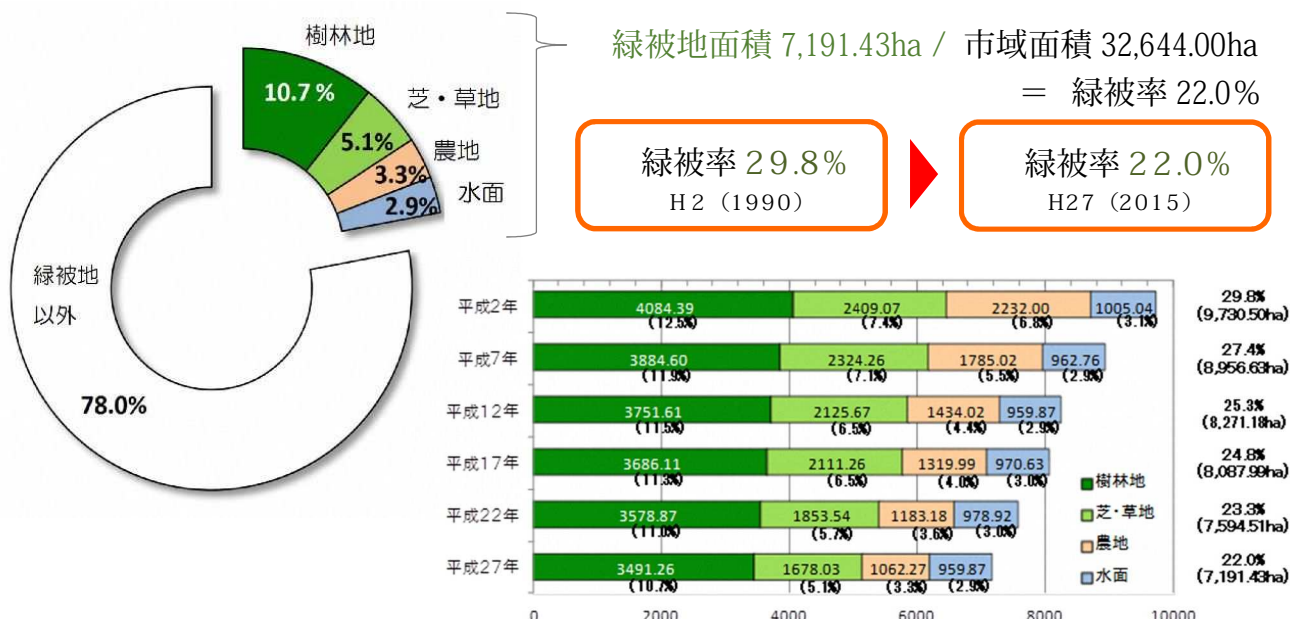
■名古屋の地形の地域特性とみどり

沖積平野	庄内川が南北に貫き、水面や河川敷を活かした庄内緑地や戸田川緑地といった公園緑地、干拓によってつくられた水田が西部地域を代表する大規模なみどりとなっています。
洪積台地	城下町として発展してきたまち並みを基盤として、熱田神宮、名古屋城を有する名城公園、名古屋城築城に用いる木材を運搬するために開削された堀川、更には鶴舞公園等、さまざまな歴史の中で築かれてきたみどりが市民の憩いや、本市を代表する観光・にぎわいの拠点となり、多くの市民に親しまれています。 また、第二次世界大戦後の戦災復興事業を経て、久屋大通公園、若宮大通公園、桜通など主要な幹線道路の街路樹が、風格ある都市景観を形成しています。
丘陵地	市街化が進行する中、丘陵地の樹林地や農地、ため池など、里山の風景が残る地域です。この地域における樹林地面積は、本市全体の3分の2を占めています。 東山公園や猪高緑地、相生山緑地等の都市計画公園緑地や、特別緑地保全地区内のまとまりのあるみどりが残っています。また、天白川や扇川といった河川、八事や天白などの風致地区内のみどり豊かな住環境が形成されています。

(3) 緑被率

本市の緑被地面積のうち、3分の2が民有地であり、市民・事業者などさまざまな主体によるみどりの保全・創出が必要不可欠となっています。

緑被率は直近に実施した平成27(2015)年度の調査において22.0%となり、平成2(1990)年度の29.8%から7.8ポイント減少しています。これは、樹林地、芝・草地の宅地開発や、農地の宅地転用が主な原因と考えられます。



(4) 緑視率

平成27(2015)年度に市民にとって実感しやすい指標となる緑視率の調査を実施しました。緑視率調査は、人の視野に占める「緑の面積」の割合、すなわち目にする緑の量を特定の測定ポイント(点)で把握するものです。

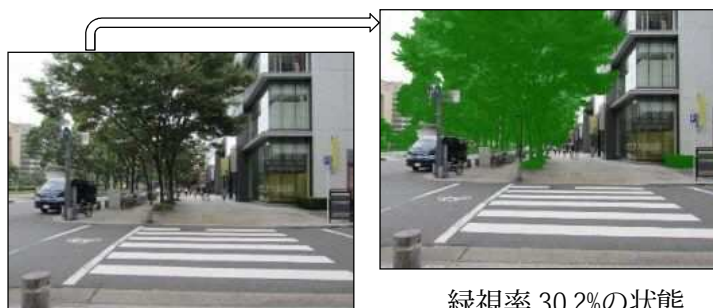
<緑視率調査>

測定方法

合計251箇所写真撮影。

画像内の緑の着色を行い算出。

調査結果



緑視率 30.2%の状態

測定箇所				緑視率の平均値	
歩道	久屋大通始め	16 路線	210 箇所	14.4%	251 箇所 市全体 15.8%
交差点	栄交差点始め	14 箇所		27.5%	
駅前	名古屋駅始め	6 箇所		29.7%	
拠点施設	名古屋市役所始め	21 箇所		11.4%	

緑視率 15.8%

H27 (2015)

(5) 沿道緑化率

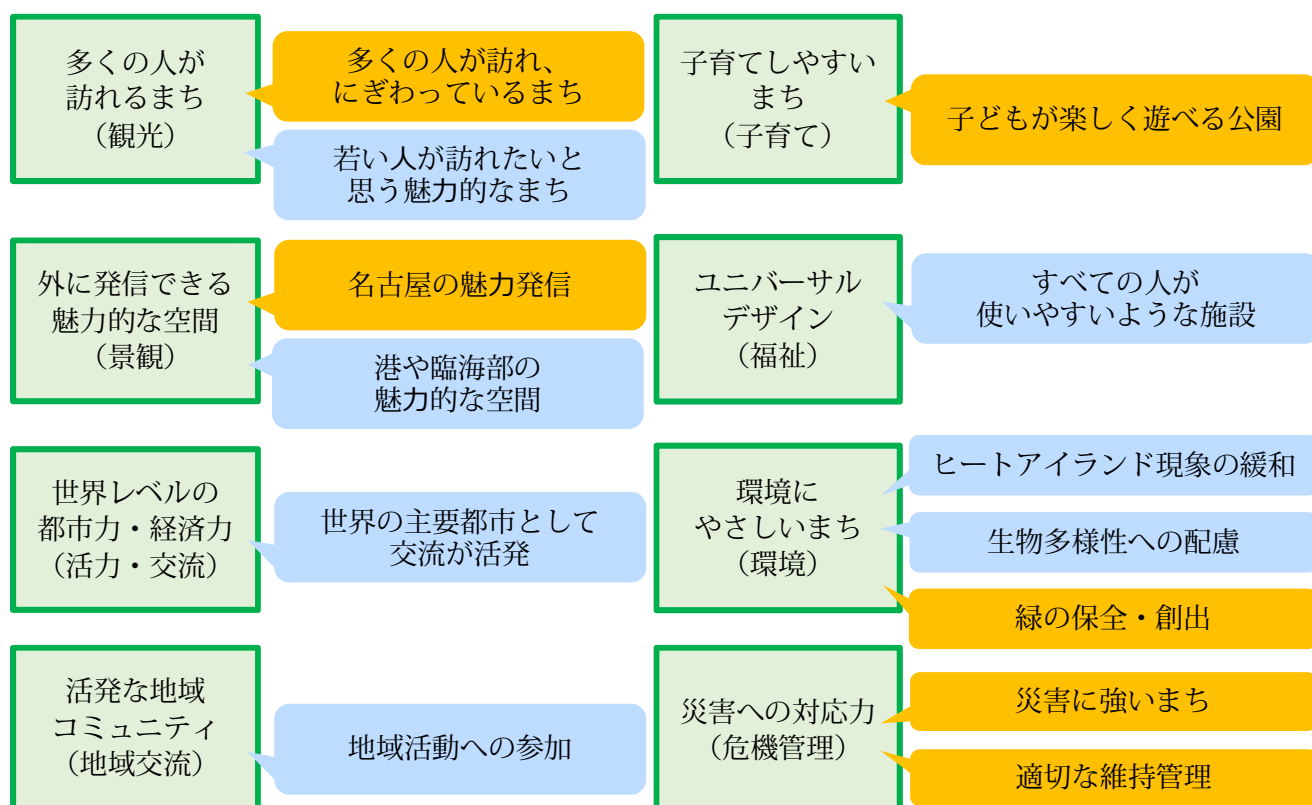
沿道緑化率は、一般的に民有地のみどりを対象として、接道延長に対する敷地内の緑化延長（壁面緑化などもカウントする）をパーセントで示すものとされています。

まちを歩く人の目に見えるみどりのボリュームを数値化することができるため、従来の緑被率などを調査するみどりの現況調査において、沿道緑化率も合わせて実施することが考えられます。

2 みどりに関する市民意識

本市が実施している各種アンケート調査の結果から、市民ニーズが高い項目や満足度が低い項目は、非常に多岐にわたっています。

それらを整理すると、みどりの多面的な効果の発揮が必要とされていることがわかります。みどりの取り組みを積極的に進めていくことによって、市民ニーズに対応した満足度の高いまちに変えていく必要があります。



■市民ニーズや満足度が高い項目（ ）、満足度が低い項目（ ）

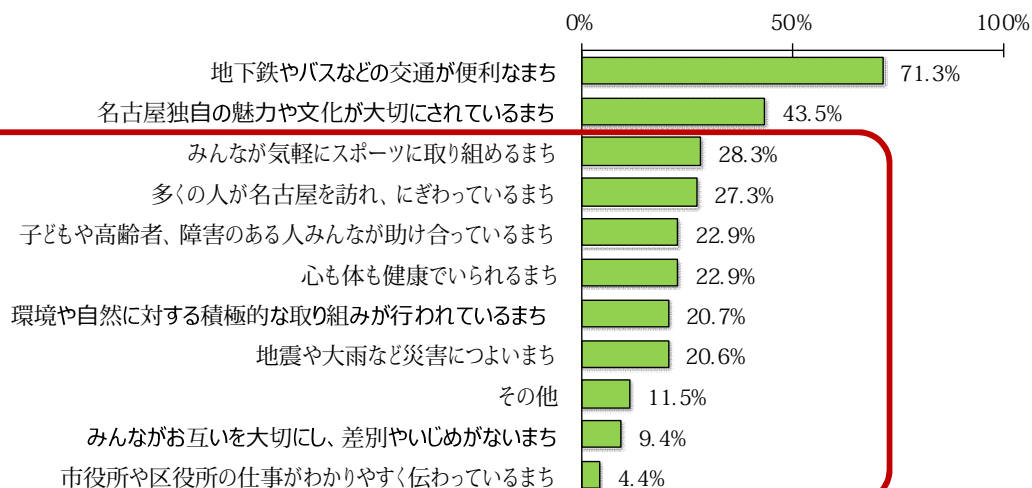
■アンケート調査の概要

調査名	調査の対象	調査期間
名古屋市民 2万人アンケート	市内に在住する市民（外国人含む） 20,000人（大人・子ども）	平成29（2017）年 7月～8月
名古屋市次期総合計画 成果指標に関するアンケート	市内に在住する市民（外国人含む） 4,000人（大人・子ども）	平成31（2019）年 1月～2月
市政アンケート	市内に在住する 満18歳以上の市民2,000人	平成20（2008）年 7月～8月
	市内に在住する 満20歳以上の市民2,000人	平成27（2015）年 9月～10月 平成30（2018）年8月

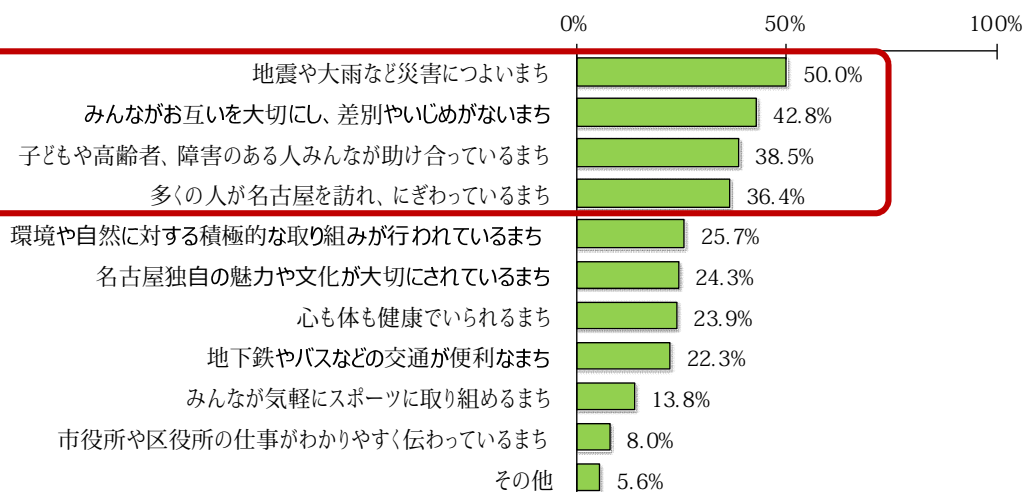
(1) 名古屋市民 2 万人アンケート

災害対応やにぎわい創出、環境や自然への取り組み、ヒートアイランド現象の緩和、名古屋の魅力発信などにおいて、みどりによる対応も可能と考えられます。

問：「名古屋が現在どんなまちだと思いますか。」（子ども対象のアンケート）



問：「将来どんなまちになると良いと思いますか。」（子ども対象のアンケート）



問：「望ましい姿」と比較して、名古屋市の現状にどの程度満足していますか。」

順位	望ましい姿	満足度 (平均点)
ワースト1	交通事故が少ないまちになっている	2.25
2	ヒートアイランド現象(都心域の気温が高くなる現象)が緩和され、快適に過ごすことができる	2.40
3	商店街が活性化し、地域のつながりの場となっている	2.47
4	歩行者と自転車が安全で快適に道路を通行している	2.48
5	名古屋の魅力が内外に発信されている	2.63

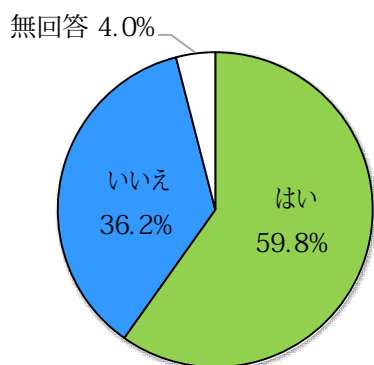
※満足度（平均点）
…満足度 1～5 の段階ごとの点数に回答者数を乗じて合計し、全回答者数で除して算出した点。

満足度の点数は、
5：満足している
4：やや満足している
3：どちらともいえない
2：あまり満足していない
1：満足していない

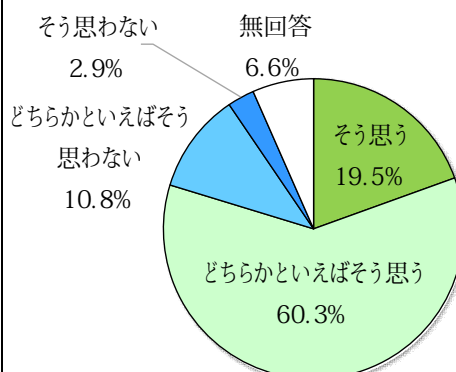
(2) 名古屋市次期総合計画成果指標に関するアンケート

独自の魅力や文化で紹介できるものがある、子育てしやすい、好きなまちの風景がある、災害に強いまちづくり、生活しやすいなどの項目で、満足度が高い結果となっています。今後も、みどりが有する多面的な効果により満足度の向上が期待されます。

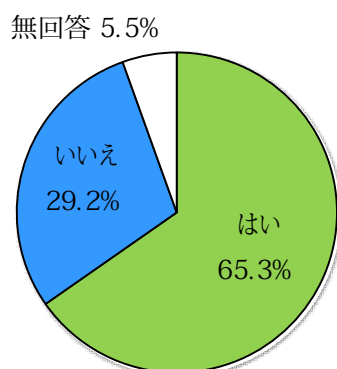
問：独自の魅力や文化で、市外の人に自信を持って紹介できるものがありますか。



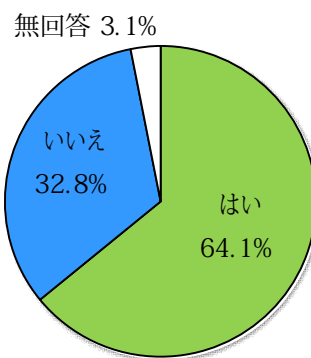
問：子育てしやすいまちだと思いますか。



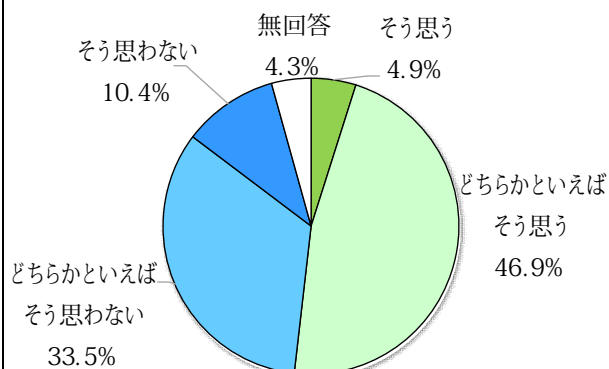
問：好きなまちの風景がありますか。



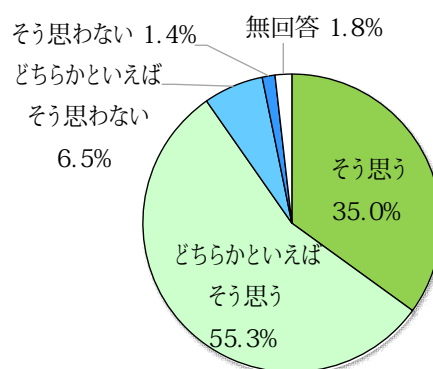
問：親しみを感じている公園がありますか。



問：災害に強いまちづくりができていると思いますか。

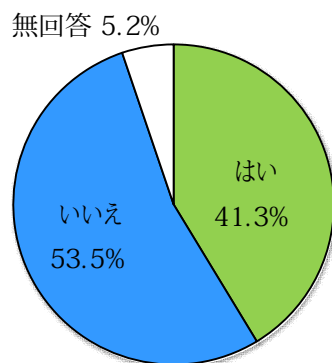


問：都市基盤（道路、公園、上下水道など）が整備され生活しやすいまちだと思いますか。

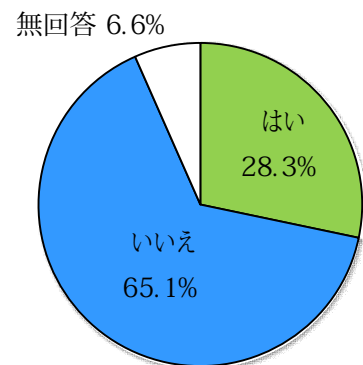


一方、満足度が低い項目である、若い世代が訪れたいと思う魅力的なまちだと感じるや港や臨海部の空間の魅力、世界の主要都市との活発な交流、すべての人が使いやすい施設の整備などの項目では、満足度の向上が期待されます。また、生物多様性、自然環境保全活動の項目でも、取り組みの割合の向上が期待されます。

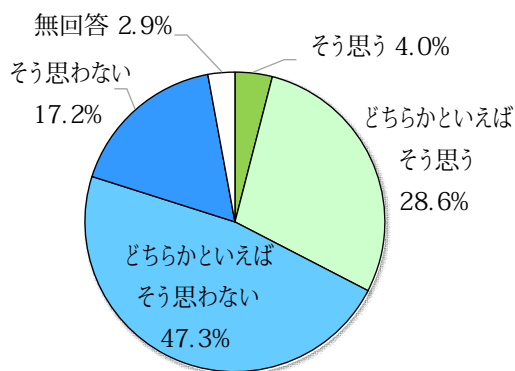
問：すべての人が使いやすいように、市内の施設が整備されていると思いますか。



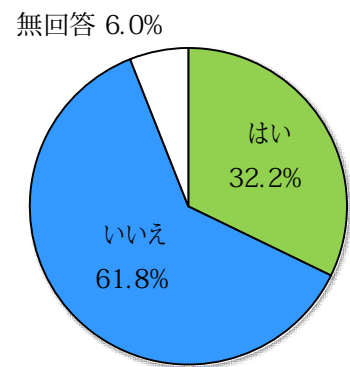
問：世界の主要都市として交流が活発に行われていると思いますか。



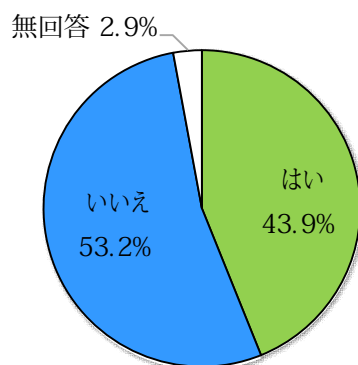
問：若い世代が訪れたいと思う魅力的なまちだと感じますか。



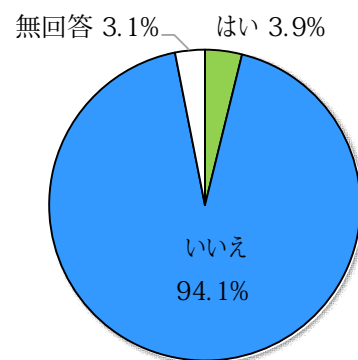
問：港や臨海部が魅力的な空間であると思いますか。



問：暮らしの中で、生物多様性に配慮した行動をしていますか。



問：生き物調査や自然観察会に参加するなど自然環境を守る活動に取り組んでいますか。



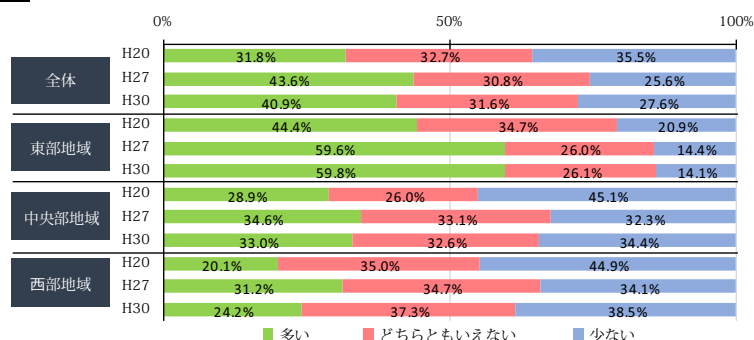
(3) 市政アンケート

身近なみどりについて、平成 20（2008）年から平成 30（2018）年の 10 年間で、量の多さや満足度が高まっています。しかしながら、依然として多くの市民が名古屋のみどりについて「減少を食い止めるべき」と感じており、今後も引き続き、みどりの保全と創出に取り組んでいく必要があります。

■身近な緑の量について

市全体及び地域別のいずれについても、平成 30（2018）年・平成 27（2015）年は、平成 20（2008）年と比べ、「多い」と答えた方が増加し、「少ない」と答えた方は減少しました。

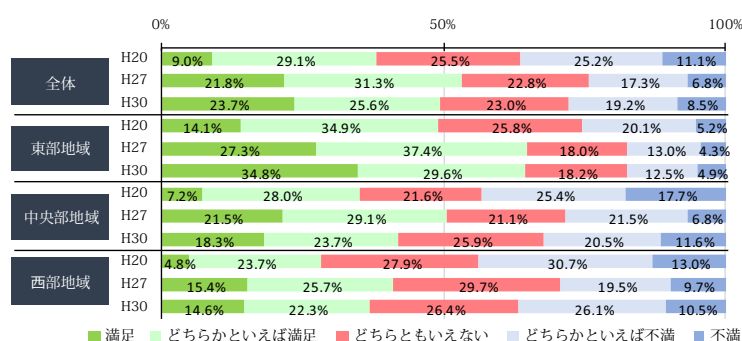
問：あなたは、お住まいの近くに「緑」が多いと思いますか？



■身近な緑の満足度について

市全体及び地域別のいずれについても、平成 30（2018）年・平成 27（2015）年は、平成 20（2008）年と比べ、「満足」「どちらかといえば満足」と答えた方の合計は増加し、「不満」「どちらかといえば不満」と答えた方の合計は減少しました。

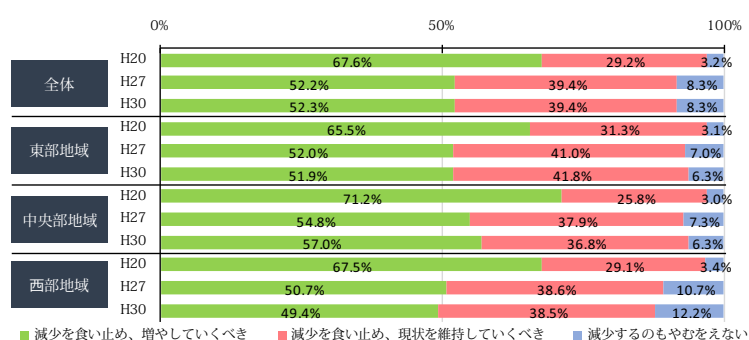
問：あなたは、お住まいの近くに「緑」に満足していますか？



■緑の増減に対する意識

市全体、地域別のいずれについても、平成 20（2008）年、平成 27（2015）年、平成 30（2018）年ともに「減少を食い止め、増やしていくべき」「減少を食い止め、現状を維持していくべき」と答えた方の合計が約 9 割を占めており、多くの市民が「減少を食い止めるべき」と考えています。

問：あなたは、名古屋の「緑」が減少していることについてどう思いますか？



公園の利用頻度が月1回以上の人の割合は44.6%と半数以下でした。また、公園を利用される目的は多岐にわたっています。身近で小規模な公園においては、ゆっくり休憩して子どもと遊びたいというニーズが高い一方で、本市を代表するような大規模な公園においては、季節の植物や散歩を楽しみたいというニーズが高い状況でした。

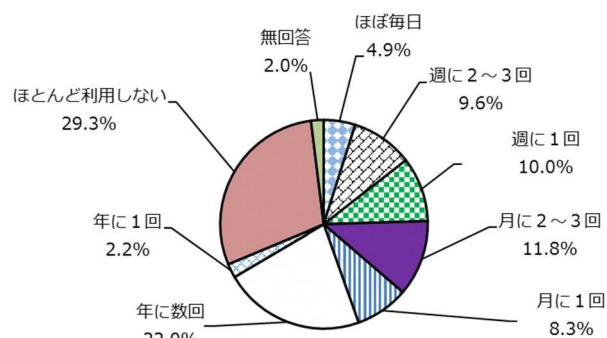
利用者に親しんでもらえるよう、公園毎のニーズの把握につとめ、公園の魅力を最大限に引き出していくことが必要です。

■公園の利用頻度

利用すると答えた人のうち最も多いのは「年に数回」、次いで「月に2～3回」、「週に1回」の順となりました。

一方で、「ほとんど利用しない」と答えた人が約3割でした。

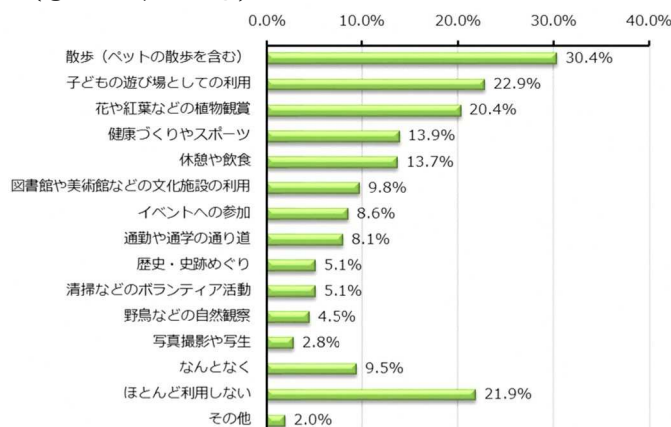
問：あなたは、どれくらいの頻度で「公園」を利用しますか。



■公園の利用目的

「散歩（ペットの散歩を含む）」と答えた人が最も多く、次いで「子供の遊び場としての利用」、「花や紅葉などの植物観賞」の順となりました。

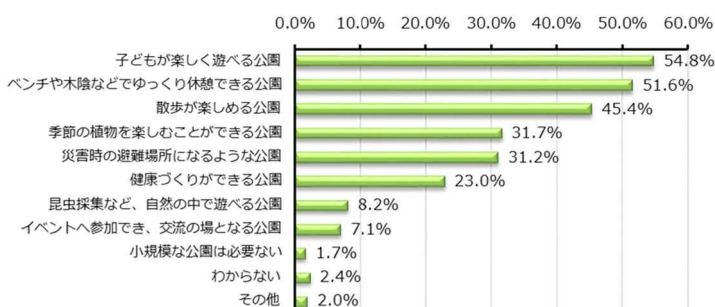
問：あなたは、主にどのような目的で「公園」を利用しますか？（○はいくつでも）



■望ましい公園（小規模な公園）

身近で小規模な公園について「子どもが楽しく遊べる公園」を望む声が多く、次いで「ベンチや木陰などでゆっくり休憩できる公園」、「散歩が楽しめる公園」の順となりました。

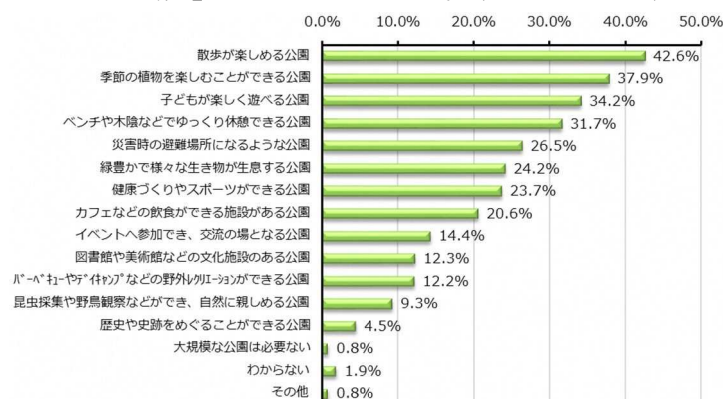
問：あなたは、身近で小規模な公園について、どのような「公園」が望ましいですか（○は3つまで）。



■望ましい公園（大規模な公園）

本市を代表するような大規模な公園について「散歩を楽しめる公園」を望む声が最も多く、次いで「季節の植物を楽しむことができる公園」、「子どもが楽しく遊べる公園」、「子どもが楽しく遊べる公園」の順となりました。

問：あなたは、名古屋を代表するような大規模な公園（名城公園、戸田川緑地、東山公園、鶴舞公園など）について、どのような「公園」が望ましいですか。（○は3つまで）

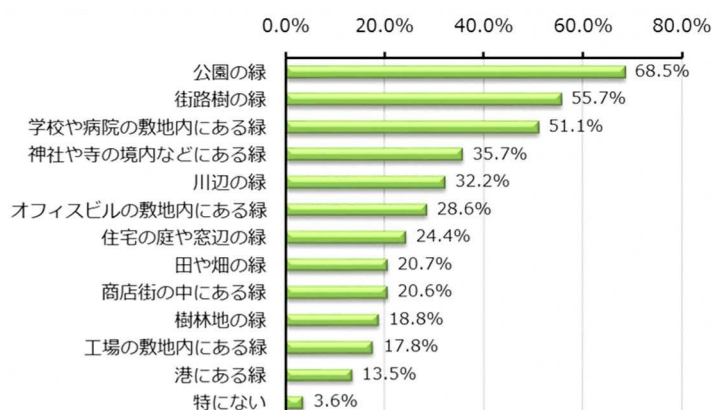


公園、街路樹、学校や病院の敷地内にあるみどりを守ったり増やしたりすることを望む声が多くあると同時に、適切な維持管理が行政に期待されています。

■増やしていくべきみどり

「公園の緑」、「街路樹の緑」、「学校や病院の敷地内にある緑」など、公共施設において緑を守ったり増やしたりすることを望む声が多い結果となりました。

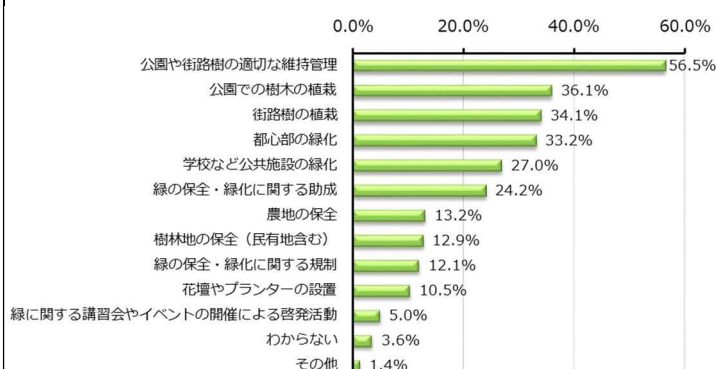
問：あなたが守ったり増やしたほうがよいと思う「緑」はどれですか？（○はいくつでも）



■行政に期待する役割

「公園や街路樹の適切な維持管理」を期待する声が最も多く、次いで「公園での樹木の植栽」、「街路樹の植栽」、「都心部の緑化」といった植栽や緑化を望む声が多い結果となりました。

問：「緑」に関する取り組みについて、あなたは行政にどのようなことを期待しますか（○は3つまで）。

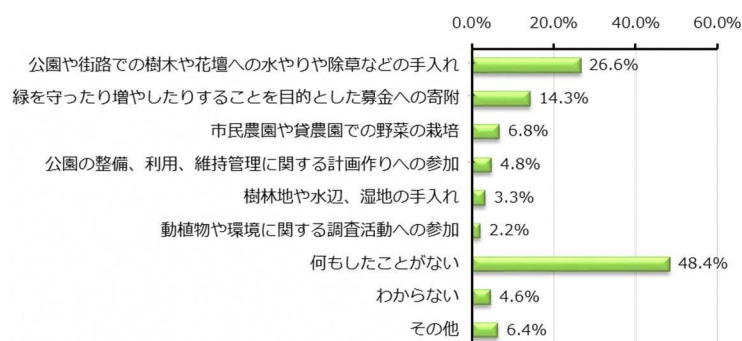


地域の緑に関する取り組みについて、「何もしたことがない」という回答が半数近くと多い結果となったため、手軽に行うことができる活動について、多くの市民に協力してもらえるような施策を重点的に進め、さらに“気づく・学ぶ・行動する”というステップアップを後押しするような取り組みを展開する必要があります。

■「緑」に関する取り組みへの参加状況

「何もしたことがない」と答えた人が最も多く、行ったことがある活動の中では「公園や街路での樹木や花壇への水やりや除草などの手入れ」、「緑を守ったり増やしたりすることを目的とした募金への寄附」といった、比較的手軽に行うことができる活動が高い結果となりました。

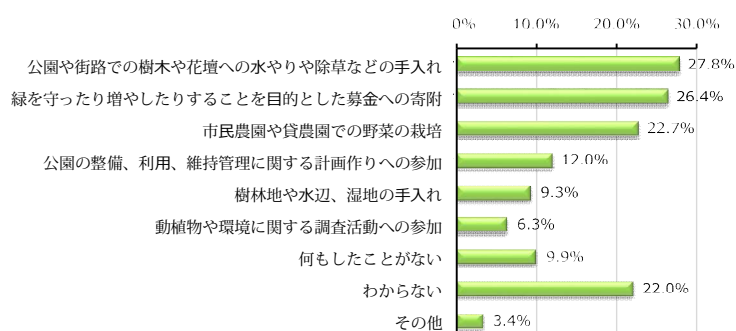
問：地域の「緑」に関する取り組みについて、あなたが今までに行ったことがある活動はどのようなことですか。
(複数回答可)



■「緑」に関する取り組みへの参加意識

「公園や街路での樹木や花壇への水やりや除草などの手入れ」、「緑を守ったり増やしたりすることを目的とした募金への寄附」といった比較的手軽に行うことができる活動が高い結果となりました。

問：地域の「緑」に関する取り組みについて、あなたが今後行いたいと思う活動はどのようなことですか。
(〇はいくつでも)



3 なごや緑の基本計画2020

平成23（2011）年3月に策定した「なごや緑の基本計画2020」（以下「前計画」といいます）の成果と課題を整理します。

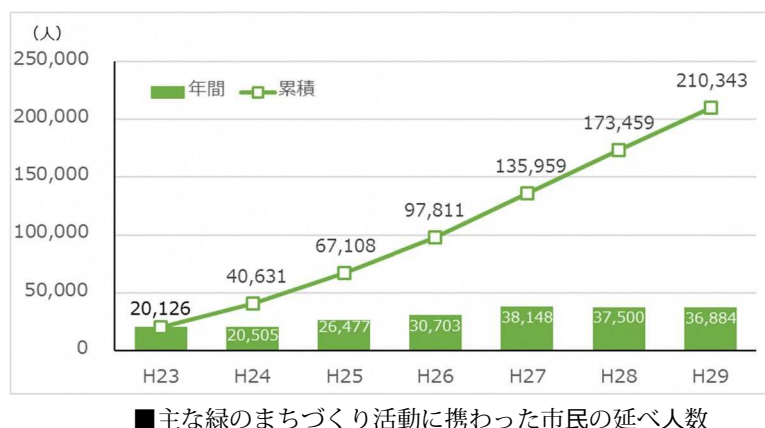
（1）基本方針1 みんなで取り組む緑のまちづくり の成果と課題

ア 成果

項 目	説 明	参考 2008 実績	目標年度 2020	達成状況
主な緑のまちづくり活動に携わった市民の延べ人数	緑のパートナーの活動をはじめとする主な緑のまちづくり活動に携わった市民の人数 (平成23～32年度の延べ人数)	年間 1.15万人	延べ 25万人	⇒ 25.4万人 (仮) H23～ H30

みどり豊かなまち並みの形成に向け、主な緑のまちづくり活動に携わった市民の延べ人数を将来目標に掲げ、市民や事業者、行政の協働により、公園や街路樹における愛護会活動や、なごやの森づくりをはじめとした緑の保全と創出に関する取り組みを進めました。

平成23（2011）年度から平成29（2017）年度の7年間の実績として、約21万人の市民に参加をいただき、近年は年間の参加者数が横ばいで推移しているものの、目標の達成に向けて順調に進ちょくしています。



イ 課題

緑のまちづくり活動に携わった市民の延べ人数はおおむね達成できていますが、市民へのアンケートでは、「何もしたことがない」という回答が半数近くあることから、引き続き緑のまちづくりへの市民参加を促すため、市民が気軽に取り組める活動の裾野を広げることが必要です。

活動団体においても会員の高齢化、固定化が進んでいることから、新たな会員を確保するための工夫が必要です。また活動団体としての活動が継続して運営できるよう、講習会や実地研修等によるスキルアップや活動の中核を担うリーダーの育成が必要です。

緑のまちづくり活動に携わる事業者やNPO等の数が伸び悩んでいる状況にあるため、気軽に取り組める環境づくりが必要です。

一方で、みどりを通じて質の高い活動に携わる地域もあるため、多様な主体とのパートナーシップによる緑のまちづくりの仕組みを構築し、地域によるみどりを核とした活動を促進していく必要があります。

パートナーシップによる緑のまちづくり

<事例>「なごやの森づくり（西の森）」

本市の南西部に位置する戸田川緑地では、平成 12（2000）年度から市民・事業者・行政の協働のもと、苗木を植え豊かな森を育てる活動を進めてきました。

平成 26（2014）年度からは間伐や除草等の育樹活動を行っています。植樹から 20 年ほど経過し、緑豊かな樹林地が形成されています。



■補植及び間伐の様子



■西の森づくりによって形成された樹林地の変遷

<事例>「自然環境を守る活動」

みどりによって豊かな生物多様性が育まれる一方で、本来そこにはいるはずのない生き物が人間活動によって国内外から運び込まれ、在来の生き物の生息・生育をおびやかすなど、本来の生態系が失われています。

こうした生物多様性の低下を食い止めるため、池干しなどの取り組みを進めてきました。

豊かな自然を後世につないでいくためには、外来種を野生化させない、ペットの飼育に責任を持つなど一人ひとりが正しい認識を持つことが大切であり、市民を対象とした環境学習も実施しています。



■池干しの様子（緑区）

(2) 基本方針2 人と生きものが快適に暮らすまちづくり の成果と課題

ア 成果

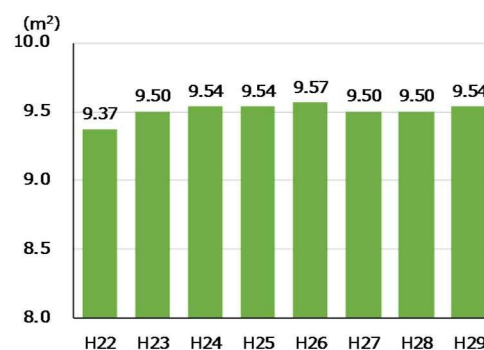
項 目	2000 策定 10 年前	2005 策定当時	2020 目標年度	達成状況
緑被率（市全域） （緑の現況調査結果）	25.3 %	24.8 %	27.0 %	⇒ R2 調査予定
項 目	2000 策定 10 年前	2005 策定当時	2020 目標年度	達成状況
市民 1 人当たりの 都市公園等（※）の面積	8.4 m ² 人口 216.3 万人	9.4 m ² 人口 225.3 万人	10.0 m ² 人口 233.7 万人	⇒ 9.54 m ² （仮）

※ 都市公園等：都市公園等とは、街区公園、近隣公園、総合公園などの都市公園と、農業公園、公共空地、市民緑地、港湾緑地などの都市公園に類する施設

多様な動植物が暮らすことができる都市環境の形成や、身近に自然を感じることができ、まちを目指し、緑被率と市民 1 人当たりの都市公園等の面積を将来目標に掲げ、関連する取り組みを進めてきました。

緑被率は直近に実施した平成 27（2015）年度の調査において 22.0%となり、平成 17（2005）年度の 24.8%から 2.8 ポイント、緑被地面積にして約 900ha の減少となるなど、緑被率 27%の達成は困難な状況となっています。

市民 1 人当たりの都市公園等の面積については、長期未整備公園緑地の事業推進や街区公園適正配置促進事業により、平成 23 年度からの 7 年間で約 53ha の都市公園を新たに整備してきました。今後の少子高齢化、常住人口の減少への転換等を考えると、ほぼ充足した状況となっています。



■市民 1 人当たりの都市公園等の面積

イ 課題

街区公園等の身近な遊び場については、設計段階から地域の方々に参加してもらいワークショップ形式での設計・整備に取り組んできており、今後もニーズに応じた整備が必要です。

みどりの健全性を保つために、老朽化した遊具の適切な更新、植物の管理などにより安心・安全の確保を引き続きはかっていく必要があります。また、草が繁茂することで利用頻度が低下し、地域の防犯性の低下も懸念されます。



■老朽化した遊具

平成 27（2015）年 8 月には「名古屋市街路樹再生指針」を策定し、街路樹の計画的な更新・撤去に取り組んできました。剪定管理による樹形再生、名古屋の顔となるシンボル並木の形成等に向けては、今後取り組みを進めていく必要があります。

緑化地域制度を引き続き運用するなど、良好な都市景観の形成に資する質の高い緑化を都市計画制度と連携しながら進めていく必要があります。

名古屋市街路樹再生指針

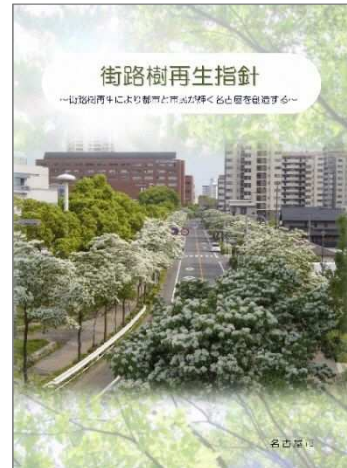
平成 27（2015）年 8 月に策定した「街路樹再生指針」は、本市における街路樹の現状や課題を整理するとともに、課題解決に向けた取り組みの方向性や再生方針を示しています。

<目標>

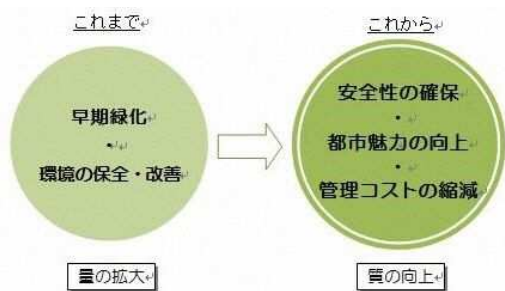
街路樹再生により
都市と市民が輝く名古屋を創造する

<再生方針>

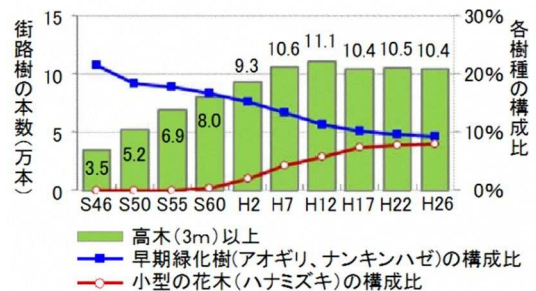
- ① 計画的な更新・撤去による街路樹再生
- ② 樹高抑制・間伐と剪定管理による樹形再生
- ③ 名古屋の顔となるシンボル並木の形成



■街路樹再生指針



■街路樹管理の方向性



■本市の街路樹本数・樹種の推移

計画的な事業推進をはかるため、平成 28（2016）年 3 月には本指針に基づき路線毎の現状評価を行い、対象路線と優先順位、事業スケジュール等をまとめた「街路樹再生プログラム」を策定し（令和 2（2020）年度に改訂予定）、引き続き事業を進めていきます。



(3) 基本方針3 既存の緑を大切にするまちづくり の成果と課題

ア 成果

項 目	説 明	策定 10 年前	策定当時	目標年度	達成状況
		2000	2005	2020	
まとまりのある 緑の箇所、面積	緑の現況調査の 解析により把握 された1ha以上 の民有樹林地の 箇所数と面積	—	55 か所 約 300ha	減少ペー スを抑制 し、可能 な限り維 持します	⇒ R2 調査予定
農地の面積	緑の現況調査に より把握された 農地の面積	1,434ha	1,320ha		⇒ R2 調査予定

快適な暮らしを支える良好な都市環境の形成に向けて、「まとまりのある緑の箇所、面積」と「農地の面積」の減少ペースを抑制し、可能な限り維持することを将来目標に掲げ、民有の樹林地や農地の保全をはじめ、既存の公園の利活用など、さまざまな取り組みを進めてきました。

しかしながら、市域面積の約 93%が市街化区域に指定されており、土地区画整理事業や宅地開発が進行していることから、「まとまりのある緑の箇所、面積」及び「農地の面積」のいずれについても減少傾向にあります。特に本市の東部丘陵地や西部の沖積平野におけるまとまった緑被地の細分化・消失が進んでいます。

市民の方々に身近なみどりに気付いていただくためのツールとして、「なごやのみどりお散歩マップ」を作成したほか、本市に残っている貴重な里山を保全・育成するためのふるさと寄附金メニューとして「里山保全寄附金」を創設しました。

また、既存の公園の利活用については、名古屋市公園経営基本方針を策定し、名城公園（北園）に営業施設 tonarino（トナリノ）など民間事業者による施設の再整備や寄附事業等、大きな成果を果たしています。

イ 課題

樹林地の減少を食い止めるため、新しい発想による樹林地の確保と維持管理の仕組みづくりをめざしてきましたが、一方で、既に制度が適用されている樹林地においては、厳しい制約とそれに見合った支援が受けられないことにより、樹林地の維持が困難となってきた状況も見受けられ、早急な対応が必要となっています。

都市農地は「宅地化すべきもの」から「あるべきもの」として位置づけが大きく転換してきたことから、「農」の保全に向けた施策を積極的に展開していく必要があります。

公園の利用者満足度の向上に向け、公園施設の新設・更新にあたっては民間活力の導入も視野に入れるとともに、対話を通じて市場性を把握（サウンディング型市場調査）し、民間からの事業提案を受け付けるなど事業者が参画しやすい環境づくりが必要です。

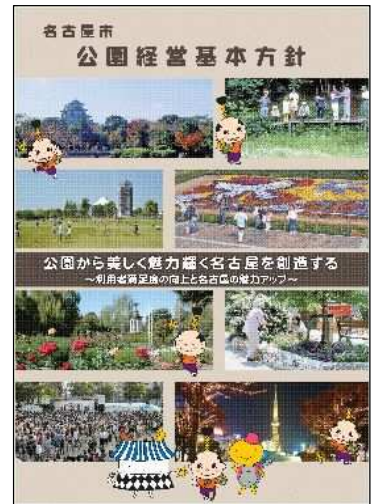
名古屋市公園経営基本方針

平成 24（2012）年 6 月に策定した「名古屋市公園経営基本方針」は、本市における公園経営の基本的な方向性を示しています。

公園を市民の重要な資産として捉え、市民・事業者・行政のパートナーシップのもと公園の活用をはかるとともに、公園の利用者満足度の向上と名古屋の魅力アップにつとめています。

<基本理念>

公園から美しく魅力輝く名古屋を創造する
～利用者満足度の向上と名古屋の魅力アップ～



■名古屋市公園経営基本方針

<めざす公園像>

人々をつなぐ公園 名古屋の誇りとなる公園 人と自然が共生する公園

戦略的に事業を展開していくため、平成 25（2013）年 7 月には「名古屋市公園経営事業展開プラン」を策定しました（令和 2（2020）年度に改訂予定）。

<事例>

名城公園（北園）において、北土木事務所名城公園分所の跡地を活用して、営業施設 tonarino（トナリノ）の整備を行いました。



■名城公園 tonarino（トナリノ）

(4) 緑のまちづくりの成果のまとめ

これまでの緑のまちづくりで築かれてきた成果として、市内の公園や街路樹、特別緑地保全地区や市民緑地等に指定されている樹林地等、市民等との協働に関する団体数等（公園愛護会、街路樹愛護会等）は以下の通りです。

公 園	①都市公園	箇所数	面積（ha）	1人当たり 公園面積（㎡）
		1475	1,639.52	7.07
樹 林 地 等	②特別緑地保全地区	箇所数	面積（ha）	
		73	203.8	
	③市民緑地	箇所数	面積（㎡）	
		11	48,207.0	
	④緑化木公園	箇所数	面積（㎡）	
		1	280.0	
	⑤保存樹・保存樹木	種数	本数	
		39	856	
	⑥風致地区	箇所数	面積（ha）	
		18	2,989.8	
農 地	⑦生産緑地地区	面積（ha）		
		約 252.1		
街 路 樹 等	⑧街路樹（高木）	種数	本数	
		90	99,576 本	
	⑨街園	箇所数	面積（㎡）	
		363	160,324.0	
緑 道	⑩緑道	整備延長（km）		
		133.59		
市 民 等 と の 協 働	⑪公園愛護会	団体数	愛護会のある都市公園数 /市営都市公園数	設立割合（％）
		1,163	1,081/1,471	73.5
	⑫街路樹愛護会	団体数		
		454		
	⑬活動承認団体	団体数		
		28		
	⑭緑のパートナー	団体数		
		18		

(出典) みどりの年報 2019 (2019.4.1)

第Ⅲ章

本市のみどりを取り巻く状況と課題

社会情勢や関連計画、国の動向から本市のみどりを取り巻く状況を整理し、今後の課題を整理しています。

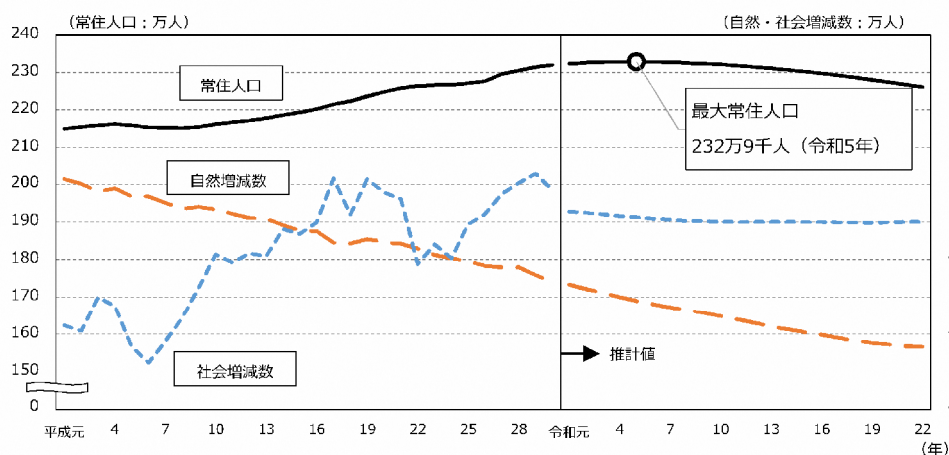
1 みどりを取り巻く状況

みどりを取り巻く状況は、社会全体の問題から本市特有の状況まで広範囲に及んでおり、主に次のような事柄が挙げられます。

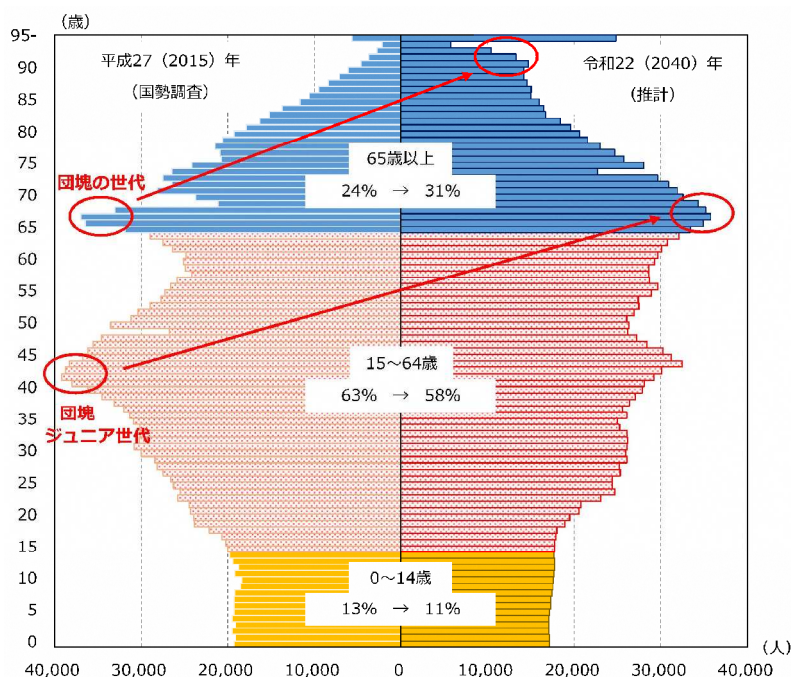
(1) 少子化・高齢化に伴う人口構造の変化

近年、本市においても出生数の低下や急速に進む高齢化といった社会問題が顕在化しており、人口構造の変化が進むとともに将来的には常住人口が減少に転じると推定されています。

こうした社会構造の展開を踏まえて、みどりに求められる役割の変化を把握し、従来型の公園整備から、みどりの配置や求められる機能の再編等への転換をはかっていく必要があります。



■本市における常住人口の推移と推計

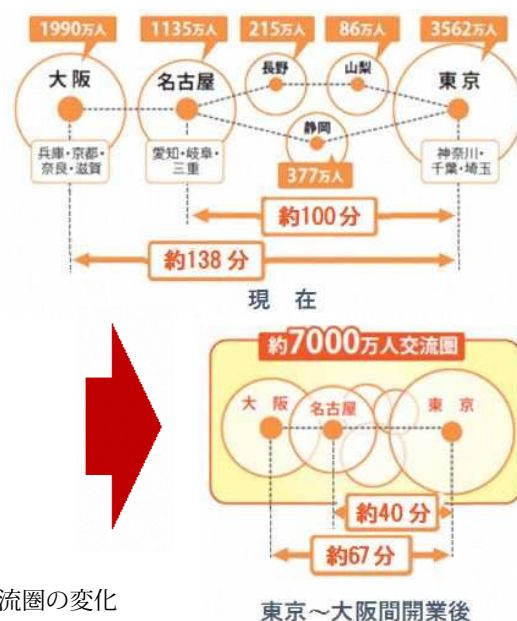


■本市の人口ピラミッド

(2) リニア中央新幹線による交流圏の拡大

令和9（2027）年にリニア中央新幹線（品川・名古屋間）の開業が予定されています。さらに、リニア中央新幹線が大阪まで延伸されると、三大都市圏が約1時間で結ばれ、7,000万人規模の世界最大の人口を有する巨大経済圏となるスーパー・メガリージョンが誕生します。

東京や大阪との時間的な距離感が短縮されるため、本市独自の特徴や強みを活かしたまちづくりが必要となります。都市ブランド力の向上、活力あるまちづくりのための資源として、みどりの活用が考えられます。



■リニア中央新幹線開業（東京～大阪間）による交流圏の変化

(3) 防災機能の重要性

平成7（1995）年1月に発生した阪神・淡路大震災では、地震直後に発生した火災により被害が拡大しました。その際、地域の公園は延焼を食い止める「焼け止まり」としての機能を果たしました。近年では東日本大震災での津波被害や、日本各地での集中豪雨による土砂災害など災害の様相も多様化しています。

本市においても、南海トラフ巨大地震の発生が危惧されており、市南西部の広い範囲で浸水被害が想定されているほか、土砂災害が予想される箇所も存在しています。そのため、こうした大規模災害時における市民の一時的な避難や、自衛隊・警察・消防等の活動拠点、応急仮設住宅用地、災害廃棄物仮置き場等に利用可能な空間として、みどりは十分な効果を発揮すると考えられています。こうしたことから、みどりの防災機能を活用したさらなる備えが必要となります。



出典：左 国土交通省HP、右 東日本大震災における公園緑地等現地概査（公園緑地協会、2011）

■焼け止まりとなった大国公園（神戸市）

■津波の被害を免れた日和山公園（石巻市）

(4) 生物多様性の状況、国際的な動向

平成 22（2010）年に本市で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）で採択された愛知目標は、2020 年に目標年度を迎えます。国際的には、新たな目標について検討されるなど、引き続き生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取り組みが重要視されています。

本計画においても国際的な動向に対応しつつ、生物多様性に配慮した取り組みを進めていく必要があります。

ア 本市の状況

本市は、わが国では第 4 番目の人口を擁する大都市です。今では、市街地の拡大により、生きものたちのすみかはかなり少なくなってきました。

しかし、東部丘陵の大規模な緑地やため池、河川などを中心にこの地域固有の希少な種を含めて、多くの生きものが今も暮らしています。

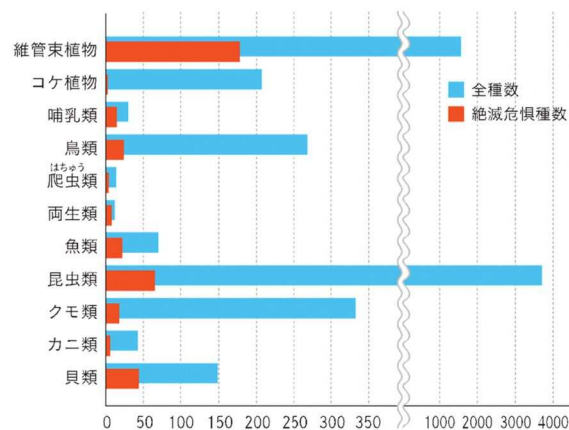
市内では、植物（2 分類群）が約 1,840 種、動物（9 分類群）が約 4,630 種、併せて約 6,470 種について、現在又は過去の生育・生息が確認されています。

そのうち、市内から絶滅するおそれのある野生生物（絶滅危惧種）は、植物が 182 種、動物が 207 種、併せて 389 種いるという結果が出ています。

これらの生きものの減少要因としては、緑地や農地の開発、水面の埋め立てが主要なものです。それと並んで、外来種（外来生物）の影響も要因のひとつに位置づけられています。

外来種とは、その地域に生育・生息していなかったのに、人間にとって持ち込まれた生きものを指します。これに対し、その地域にもともといる生きものを在来種といいます。外来種を持ち込むことを導入といい、国外から導入されることもあれば（国内由来の外来種）、国内の別の地域から導入されることもあります（国内由来の外来種）。

外来種の中には、捨てられたり逃げ出したりした結果、野外での繁殖に成功（定着）すると在来の生態系や人間生活に悪影響を及ぼすようになるものがあります。これを侵略的外来種といいます。外来種による被害を予防するために、「外来種被害予防三原則」に基づき、適切な対応を行っていく必要があります。



■本市で生育・生息が確認されている種数
(レッドデータブックなごや 2015 を参考に作成)

外来種被害予防三原則

～外来種による被害を予防するために～

1 入れない

外来種を本来分布しない地域へ入れない。

2 捨てない

飼育・栽培している外来種を野外に捨てない。

3 拡げない

既に野外にいる外来種をさらに他の地域に拡げない。

■外来種被害予防三原則

本市における外来種防除の取り組みについて

外来種を取り除いたり、その被害の予防や軽減を行ったりすることを外来種防除といいます。

本市では、市民・専門家・行政（市）が協働して、なごや生物多様性保全活動協議会を設立し、地域の自然環境の調査・保全活動に取り組んでいます。

アライグマ

丘陵地の緑地を中心に拡がり、周辺の住宅地にも侵出しています。カスミサンショウウオなどの在来動物を食べている可能性があります。

協議会は緑地で箱罠による調査捕獲をしています。また、名古屋市も、地域住民と協力し、市街地での捕獲を行っています。



夜間に湿地を徘徊する。



絶滅危惧種カスミサンショウウオを食べている可能性がある。

ミシシippアカミミガメ

在来動物であるニホンイシガメと生息場所などをめぐって競合します。また、水草を食べ、水中環境にも悪影響を及ぼします。

協議会では、市民と協働で開発した浮島型罠などを使って、ため池や河川で調査捕獲を実施しています。



在来種ニホンイシガメ(写真内下)から日光浴の場所を奪うこともある。



市民協働で開発した浮島型罠で捕獲効率を上げることができた。

スイレン園芸品種

池の水面を覆いつくすほどとなり、ガガブタなどの在来植物の生育場所を奪います。一部が池底に堆積し、環境を悪化させます。

遮光シートを使った防除などの試行を行いました。その調査結果を協議会がまとめています。



水面を覆ってしまう。



方法のひとつとして遮光シートを用いた。

外来魚などの水棲生物

市内には多くのため池が残っています。池干しを行ったときに捕獲された在来種は池干し後に元に戻しますが、外来種のおオクチバス、ブルーギルなどはそのまま取り除いています。



池干しでは、たいていの場合、外来種が見つかる。

オオキンケイギク

元来観賞用で導入されたものですが、繁殖力が強く、生育地を拡大したり、光を遮ったりすることで在来植物の生育を妨げます。オオキンケイギクは再生するため、根こそぎ抜く必要があります。

協議会では、河川敷での継続的な抜き取りを試み、抜き取りの効果を確かめています。



河川敷に広がっていることもある。



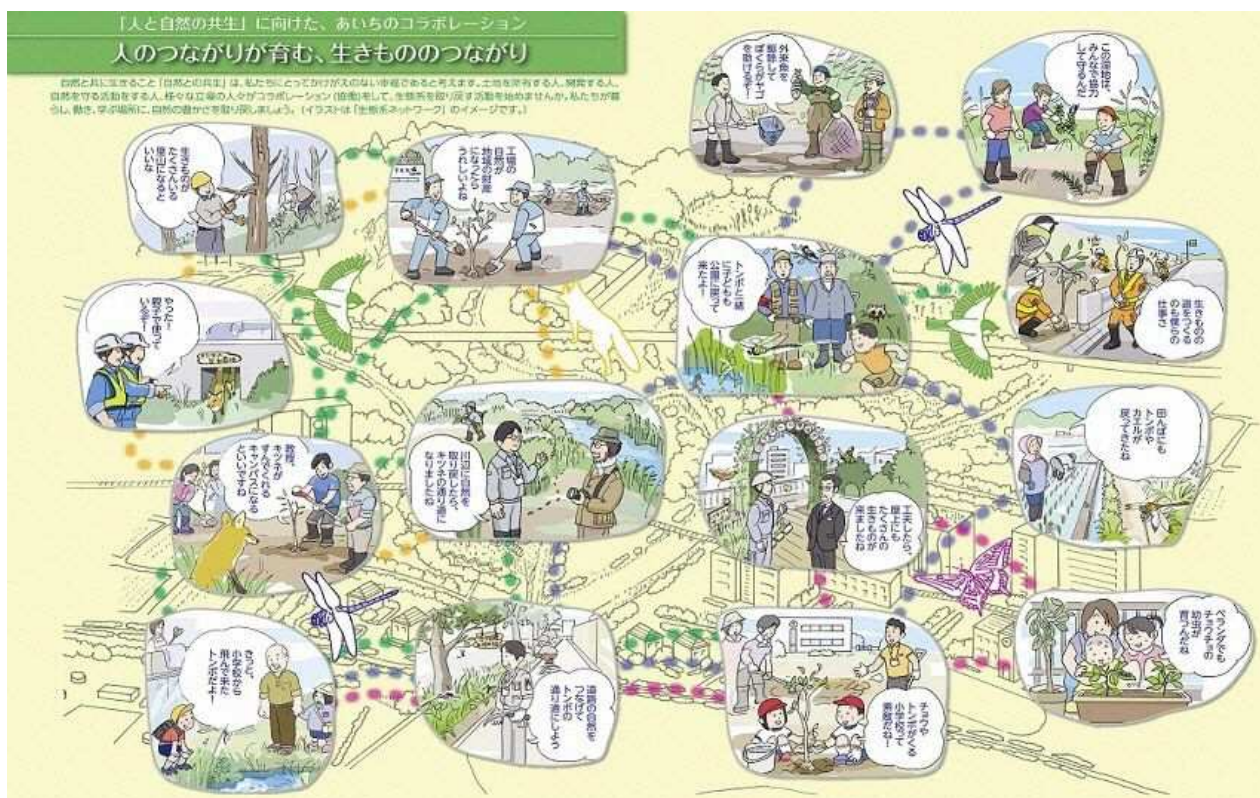
広く参加者を募集して抜き取り会を行った。

■なごやの外来種～生物多様性の危機～（本市パンフレットより）

イ 生態系ネットワーク

生態系ネットワークとは、生物多様性を保全していくために、同じタイプの自然や異なるタイプの自然がネットワークされていることです。野生生物の多くは、ひとつのタイプの自然で一生を完結しているわけではなく、採食・休息・繁殖、あるいは一日、一年、一生を通じて複数の異なるタイプの自然を利用しています。また、ある生物の集団が孤立すると遺伝的な多様性が失われてしまうため、他の集団との繁殖交流をするために、移動できる範囲に同じタイプの自然が複数存在していることが必要です。ある生物の生息生育に適した自然がなくなってしまった場合でも、その生物が移動できる範囲に同じタイプの自然があれば、その地域から絶滅する危険を軽減することができます。

そのため、生態系ネットワークの形成が重要になってきます。本市も東部丘陵生態系ネットワーク協議会、尾張西部生態系ネットワーク協議会に参加して生態系ネットワークの形成に取り組んでいます。



■生態系ネットワークのイメージ（愛知県HPより）

ウ あいちミティゲーション

生態系ネットワークの形成に向けて、愛知県では「あいち方式」という「あいちミティゲーション」の取り組みを進めています。「あいちミティゲーション」は、開発の際に自然への影響を回避・最小化・代償の順に検討するミティゲーションの考え方に基づいて、土地利用の転換や開発などにおいて、自然への影響を回避・最小化しても残る影響を生態系ネットワークの形成に役立つ場所や内容で代償することにより、開発区域内のみならず、区域外も含めて自然の保全・再生を促す、県独自の仕組みです。

(5) 関連計画

本市の総合計画、都市施策、環境施策と相互に連携しながら、本計画を進めていく必要があります。

ア 名古屋市総合計画 2023

名古屋市総合計画 2023 においては、市政を総合的かつ計画的に運営していくことを目的に、第 20 回アジア競技大会の開催とリニア中央新幹線の開業を重要な柱と位置づけ、長期的展望に立った上で、本市のめざす都市像を描くとともに、その実現に向けて取り組む施策等を明示しています。

みどりに関する施策については、めざす都市像の都市像 4 である「快適な都市環境と自然が調和したまち」に位置づけられ、身近な自然や農にふれあう環境が都市に必要であるとされています。

イ 新たな時代に対応した都市づくりのあり方

名古屋市都市計画審議会からの答申「新たな時代に対応した都市づくりのあり方」(R1.11) では、将来都市構造として、公共交通を軸に居住と都市機能が適切に配置・連携された集約連携型都市構造の実現を進めることとしております。

そして、「暮らす」、「楽しむ」、「創る・働く」を軸とした都市づくりを全市的に展開していきます。その中で、名古屋駅周辺、栄、金山を有する「都心ゾーン」等では、高度な土地利用を促す中で、みどりは市民生活における身近なみどりとオープンスペースとして機能するほか、良好な都市環境の形成や、観光資源としての魅力発信など、多様な役割が期待されています。

一方で、郊外の市街地においては、人口減少が進む中でもみどりを活かしながら、空間的なゆとりと自然豊かなうるおいある居住環境の持続をはかるとしています。

ウ 名古屋市環境基本計画

名古屋市環境基本計画では、緑の基本計画とも関わりの深い、長期的な戦略である「水の環復活 2050 なごや戦略」、「低炭素都市 2050 なごや戦略」、「生物多様性 2050 なごや戦略」を踏まえて、2050 年の環境都市ビジョンを描いています。

「健康安全都市」、「循環型都市」、「自然共生都市」、「低炭素都市」という 4 つの環境都市像の実現をめざし、本市の環境保全に関する総合的な計画を示しています。

2 新たな視点

(1) 新たなステージに向けた緑とオープンスペース政策

国土交通省は、人口減少・少子高齢化社会におけるオープンスペースの再編や利活用のあり方、まちの活力と個性を支える都市公園の運営のあり方等について検討するため、平成26（2014）年11月に新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会を設置し、検討を行いました。

その結果、これからの緑とオープンスペースの政策は『新たなステージ』へ移行すべきであり、「ストック効果をより高める」、「民との連携を加速する」、「都市公園を一層柔軟に使いこなす」の3つの観点を重視していくことが必要であると提言され、その推進が求められています。

(2) 都市緑地法等の法改正による新たな制度

平成29（2017）年6月の法改正により、都市公園の再生・活性化（都市公園法等）、緑地・広場の創出（都市緑地法）、都市農地の保全・活用（生産緑地法等）について、新たな制度が創設され、これらの制度に対応したみどりの施策展開が必要となっています。

具体的には、都市公園法においては、Park-PFI制度の創設をはじめ、民間活力の導入に係る制度が拡充されました。都市緑地法においては、緑の基本計画の記載事項が拡充され、公園施設の適切なメンテナンスや、官民連携による公園の活性化の方針等、都市公園の管理の方針に係る事項が追加されました。また、都市農業振興基本法においては、都市農地の位置づけをこれまで「宅地化すべきもの」としていたものを「良好な都市環境の形成」に資するものとするなど、方向性を大きく転換しています。

さらに、国土交通省はこうした法改正の動きを「緑の基本計画（緑のマスタープラン）」に記載することで、緑のまちづくりの充実をはかることの必要性を示しています。



■平成29（2017）年度の都市緑地法等の改正に係る概要

(3) グリーンインフラの社会実装

令和元（2019）年7月に国土交通省から「グリーンインフラ推進戦略」が公表されました。この戦略において、グリーンインフラとは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取り組みとされており、この取り組みを行政だけでなく、地域住民や民間企業などの多様な主体の参画・連携を通じて、広く普及・促進することが狙いとされています。

グリーンインフラは、SDGs に示されている複数の課題の同時解決にアプローチする手法として有効です。国の推進戦略ではグリーンインフラを、社会資本整備や土地利用等を進める際の検討プロセスにビルトインするという基本方針のもと、グリーンインフラを推進するための方策として官民連携プラットフォーム（仮称）の創設、各種法定計画の位置づけ、補助制度の創設等が掲げられています。

本市においても、ゆとりある都市空間の形成、ヒートアイランド現象対策、都市型水害対策などの課題に対応していく必要があることから、従来型の社会資本整備だけでなく、自然の力を活かした多機能性を有するグリーンインフラを組み合わせたハード・ソフト両面における施策やモデル地区を設定し実行計画を策定することで、民間への支援を行うなど事業の展開が必要となっています。

● 気候変動への対応 ・ 雨水貯留浸透施設等の整備による治水対策、植栽による蒸発散効果を活用した暑熱緩和対策など	● 人口減少等に伴う低未利用地の利活用と地方創生 ・ 農的な土地利用の推進や自然環境の回復、今ある緑地・農地等の保存、グリーンインフラを活用した地域づくり
● 投資や人材を呼び込む都市空間の形成 ・ 安心・安全な経済活動基盤の構築、自然環境と調和したオフィス街区の形成など	● 都市空間の快適な利活用 ・ 個別の建築・開発行為を合わせた緑と水のネットワークの形成など
● 自然環境と調和したオフィス空間等の形成 ・ 植物、自然光、水、香り、音等の自然環境の要素を取り入れた「バイオフィリックデザイン」など	● 生態系ネットワークの形成 ・ 多自然川づくり、湿原や干潟等の湿地の再生、緑地・農地の保全・形成による緑と水のネットワークの構築など
● 持続可能な国土利用・管理 ・ 過去に損なわれた湿地などの自然環境の再生など	● 豊かな生活空間の形成 ・ 環境教育、健康増進、レクリエーションなど

■ グリーンインフラの活用を推進すべき場面

■ グリーンインフラ主流化のための環境整備 ・ 官民連携プラットフォーム（仮称）の創設 ・ 相談窓口の設置 ・ 各種法定計画への位置づけ ・ 都市計画に係る運用方針等の見直し ・ 技術指針の策定と要素技術の研究開発 など	■ グリーンインフラ推進のための支援の充実 ・ 計画策定等に関する新たな支援制度 ・ 緑の総合的な支援制度 ・ グリーンインフラを活用した雨水貯留浸透対策の推進 ・ 民間の取り組みに対するファイナンス支援の実施 など
	■ グリーンインフラに関する評価手法の開発等

■ グリーンインフラを推進するための方策

グリーンインフラを形成する技術

全米でグリーンインフラを推進している機関は米国環境保護庁（EPA）です。EPA ではグリーンインフラの要素技術（Green Infrastructure Elements）として、11 項目を示しています。

我が国への適用にあたっては、（一社）グリーンインフラ総研が、この要素技術に公園、壁面緑化、芝生広場を加えて 14 要素とし、「技術的要素」と「場面的要素」に大別して一覧表にしています。

まちづくりにおけるさまざまな場面で、基本となる技術的要素を組み合わせ、多様で多機能なインフラをつくり上げていくことが重要です。



雨水貯留浸透施設（雨庭）

出典：米国環境保護庁 HP

■グリーンインフラの 14 要素技術

区分	名称	内容
技術的要素	1 縦樋の非接続	屋根からの雨水を下水道に流さず、雨水タンクや貯水槽、あるいは透水性舗装へ導入する手法。合流式下水道の都市に特に有益な方法。
	2 雨水の利用	雨水を収集、貯留して、雨水流出速度の低減、減量をはかるとともに、建物内部の雑用水や災害時の水資源として活用するシステム。
	3 雨庭	屋根や歩車道からの流出水を収集して、地中に浸透及び浄化できるよう設計された窪地。自然生態系の基地にもなる。ほとんどの未舗装のスペースに設置可能。
	4 雨花壇	屋根や歩車道からの流出水を、浸透あるいは閉塞した底をもつプランターボックスに導入する、いわば都市型雨庭。密集地や市街地の限られたスペースに対応。
	5 緑溝	雨水を移動させながら一時滞留や浸透させる植栽帯。特に浸透適地で線的な施工が可能で、街路や駐車場に向く。
	6 透水性舗装	雨が降ったその場所で雨水を浸透、処理または貯留できる舗装。地表面は透水性コンクリート、透水性や保水性インターロッキングブロック、透水性アスファルトなどの材料で施工される。
場面的要素	7 緑の道、緑の路地	グリーンインフラの要素技術を取り入れて、道路や路地に雨水を貯留・浸透させて下水道への負担を軽減、それを蒸発散させることによる気温低減効果などを可能にする。
	8 緑の駐車場	グリーンインフラの要素技術を取り入れて、周辺に設置された雨庭や緑溝を通じて、駐車場下層に雨水を貯留・浸透させるよう設計された駐車場。
	9 公園	グリーンインフラの要素技術を取り入れて、保水性ブロックや樹木の蒸発散作用で微気象改善が可能。公園内での雨水循環を可能にする。
	10 屋上緑化	都市化が進む中で、屋上に厚層または薄層の植栽基盤を設置して、雨水の一時貯留や植栽の蒸発散作用による冷却効果などを可能にする。
	11 壁面緑化	建築物の壁面に植栽基盤を持つ構造では、壁面に当たる雨水の直接流下を遅延、軽減できる。プランター形式の場合、雨水を一時貯留・浸透し、雨水流出を遅延、軽減できる。また、植物による気温冷却効果も高い。
	12 芝生広場	芝生植栽基盤への雨水浸透により、雨水流出速度の低減及び雨水の減量と浄化が可能。地表面の気温低減効果も発揮できる。
	13 樹冠遮断	樹木の葉や枝で雨を遮断することで雨水の流出量を減らし、流出速度を減じることができる。また、樹冠の投影による日陰が気温低減効果を発揮する。
	14 自然地の保護、野草広場	都市内や近隣にあるスペースや外部の影響を受けやすい自然地の保全、及び軽メンテナンスをすることで、雨水流出速度の緩和、軽減及び自然生態系の保全が可能になる。

出典：「グリーンインフラの時代へ」（一社）グリーンインフラ総研を一部改変

(4) 持続可能な開発目標 (SDGs)

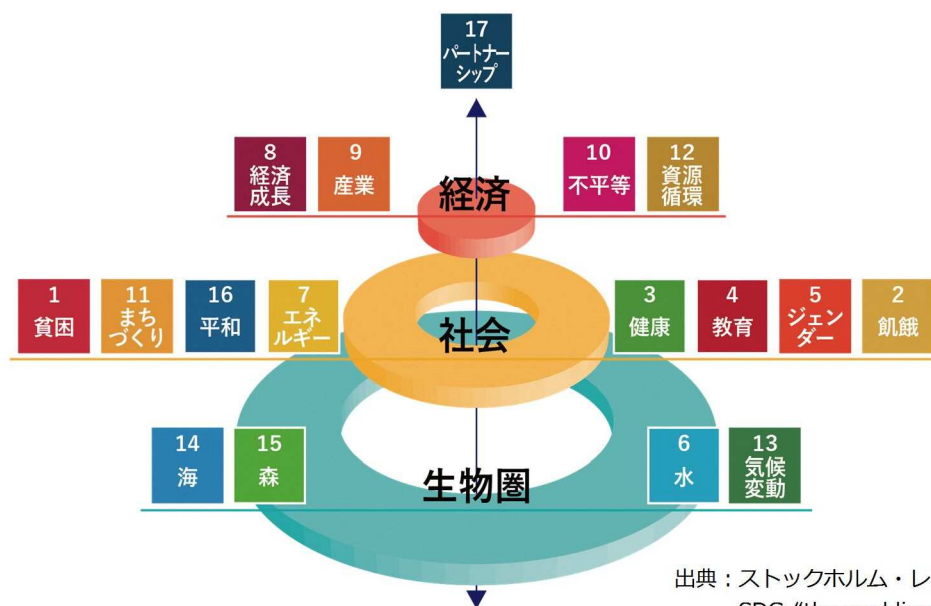
平成 27 (2015) 年 9 月、国連総会において「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。この総会において、人間、地球及び繁栄のための行動計画として、17 のゴール (意欲目標)、169 のターゲット (行動目標) からなる「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)」(以下、「SDGs」といいます。) が設定されました。今後はこれらの実践に向けた対応が求められています。

本市も令和元 (2019) 年度に SDGs 未来都市に選定され、名古屋市総合計画 2023 とともに SDGs の取り組みを推進していきます。本計画もこれらの実現に向けた対応が求められています。

本市に拠点を置く企業等においても、2030 年に向けて SDGs の取り組みを進めていくことが想定されるため、企業等と一緒に取り組んでいくことが必要です。



■SDGs の 17 のゴール



出典：ストックホルム・レジリエンスセンター
SDGs“the wedding cake”より本市作成

■ 3 レイヤーによる整理

3 今後に向けて

これまでの本市のみどりの現状、みどりを取り巻く状況や新たな視点を踏まえて、今後に向けては「つくり、守る」から「育て、活かす」といった視点において、すべてのみどりを市民がいきいきと利用している状態にするため、みどりの多面的な効果を十分に引き出していくことが求められます。

また、本計画で進める緑のまちづくりの取り組みは、事業者、大学等教育機関、行政、市民・NPO等とのパートナーシップによって進めていくことが重要になってきます。

(1) みどりと都市 ～都市力～

みどりと都市という視点においては、特に第20回アジア競技大会の開催やリニア中央新幹線の開業を見据えて、観光資源を活かしたにぎわいづくり、地域課題を解決するためのエリアマネジメントからのまちづくり、都市ブランドの向上につながる風格ある街路樹や民間活力を導入した魅力的な空間づくりといった取り組みが求められます。

ここから「都市力」という言葉が浮かび上がってきます。

(2) みどりと地域 ～地域力～

みどりと地域という視点においては、地域のニーズや少子化・高齢化による人口構造の変化に対応しつつ、地域の庭としてのコミュニティ、子育てや歴史、スポーツ等を楽しめる暮らしやすさを提供する場づくりが求められます。ハード面においてはストック効果を引き出すための公園の機能を再編する取り組みや、ソフト面においては身近なみどりの活用につながる地域主体の取り組みを支援するしくみづくりが求められます。

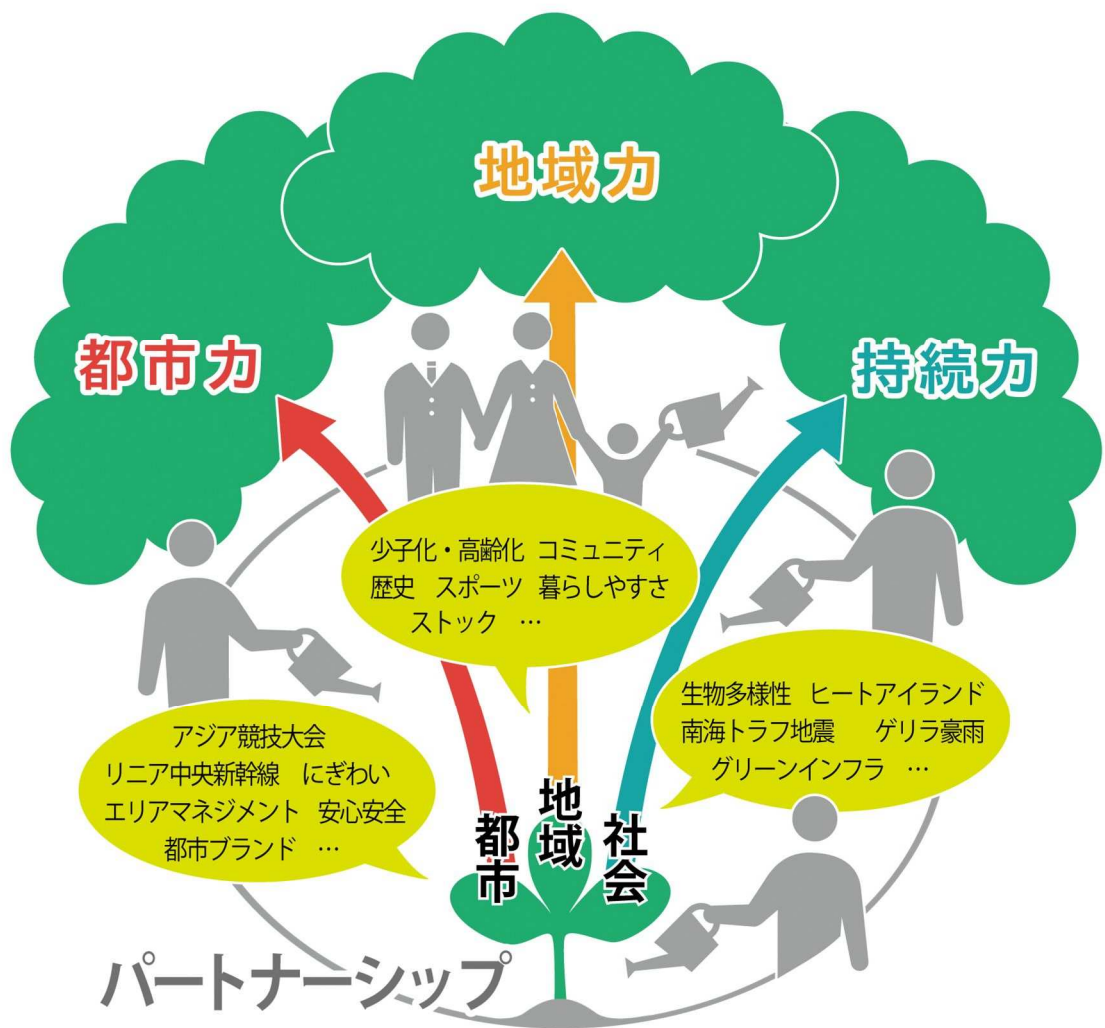
ここから「地域力」という言葉が浮かび上がってきます。

(3) みどりと社会 ～持続力～

みどりと社会という視点においては、民有地のみどりにおける適切な維持管理等による生物多様性の保全の取り組みや、緑化地域制度等による質の高いみどりの創出や緑のカーテンの取り組みなどにより、魅力的な都市景観やみどり豊かな住環境の形成をはかるとともにヒートアイランド現象を緩和していくことが求められます。

一方、南海トラフ地震や都市型水害（ゲリラ豪雨）にも対応した都市の防災性の向上においてグリーンインフラを活用していくことや、老朽化が進む公園施設や大木化や生育環境の悪化が進む街路樹等について、計画的な維持管理により持続あるみどりを未来に引き継いでいくことが重要です。

ここから「持続力」という言葉が浮かび上がってきます。



■今後に向けて

第Ⅳ章

これからの 緑のまちづくりの 基本的な考え方

10 年後にめざすみどりの都市像とその実現に向けた 3 つの基本方針、8 つの多面的な効果、グリーンインフラと SDGs の考え方を踏まえた施策展開の方向性について記載しています。

1 目標とするみどり

(1) めざすみどりの都市像

名古屋市総合計画2023では、第20回アジア競技大会の開催やリニア中央新幹線の開業、人口減少社会を見据えて、5つの「めざす都市像」を掲げています。

個別計画である緑の基本計画がめざすみどりの都市像は、都市像4「快適な都市環境と自然が調和したまち」をめざすものであるとともに、前計画の「やろまい！つなごまい！まもろまい！緑と水の豊かな自然共生都市」を継承するものです。

<みどりの都市像>

みどりと人がきらめく 自然共生都市・なごや

みどりが都市環境と調和し、多面的な効果を発揮します
これらの効果を享受することによって、人の暮らしの質が高まります
そして、みどりと人がきらめく
自然共生都市・なごやの実現をめざします

(2) みどりにより高める3つの力（基本方針）

めざすみどりの都市像の実現のため、みどりにより3つの力を高めていきます。

1つ目は、まちの都市力です。多くの人が訪れ、にぎわい、自然と調和した魅力的な景観や企業の活力があり、名古屋の魅力が内外に発信され、世界の主要都市として交流が活発なまちは、人口減少社会においても都市の活力を保つことができます。

2つ目は、まちの地域力です。地域活動が盛んで、子育て・教育の場としても活用できる、すべての人が楽しくくつろげる公園があるまちは、世代間の交流、健康な暮らしの実現につながります。

3つ目は、まちの持続力です。ヒートアイランド現象が緩和され、みどりや生物多様性が保全されるなど環境に調和し、災害に強いまちは、持続可能で安心・安全な暮らしの実現につながります。

これらのまちの3つの力をみどりにより高めることにより、みどりの都市像の実現をめざします。

基本方針1
みどりにより
都市力を高める

基本方針2
みどりにより
地域力を高める

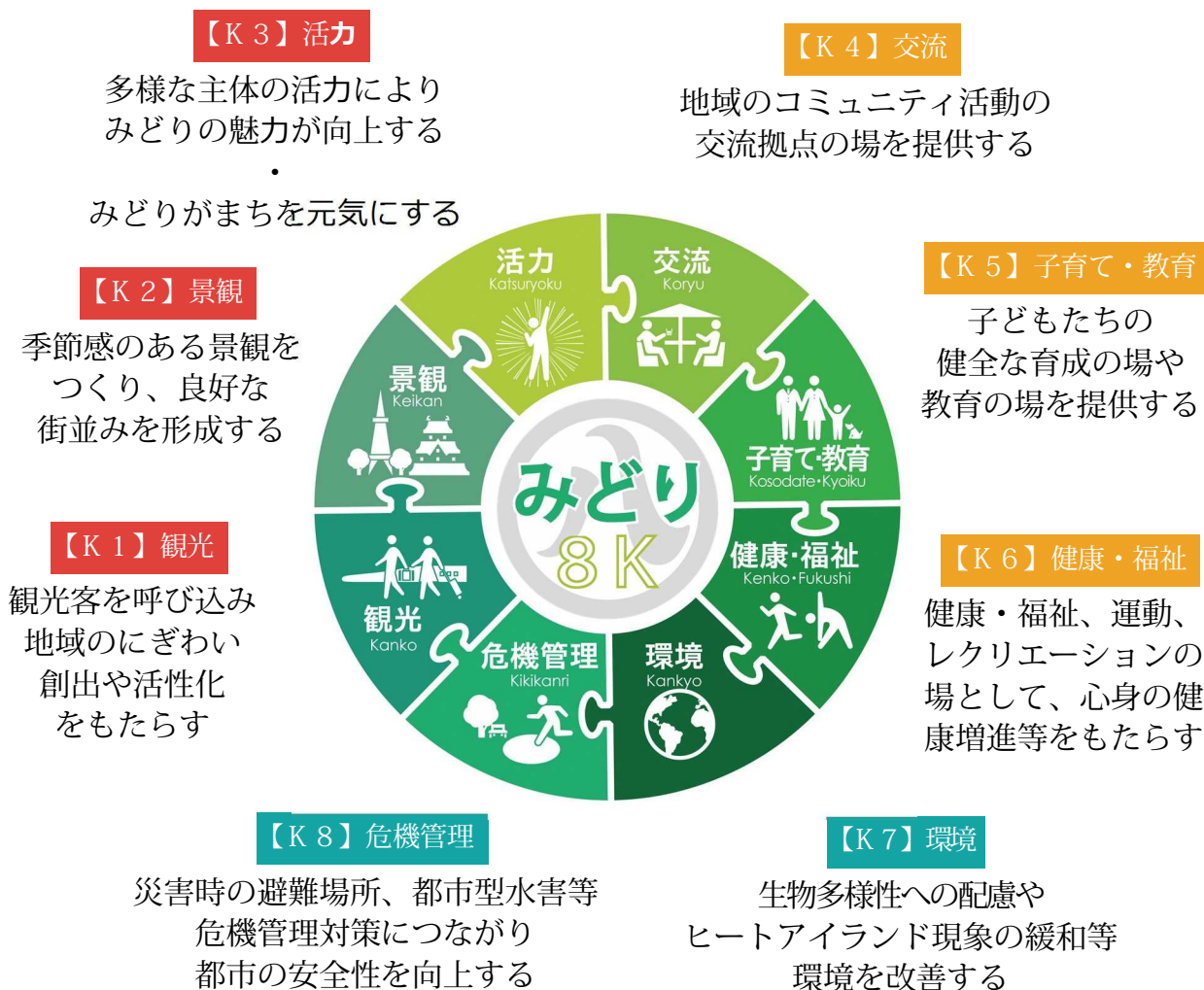
基本方針3
みどりにより
持続力を高める

(3) みどりの多面的な効果（8 K）の発揮

みどりによりまちの3つの力（都市力、地域力、持続力）を高めていくために、ここでみどりの多面的な効果を整理します。

本計画では“か行で始まる8つの言葉”（8 K）に代表させてみどりの多面的な効果を表現することにします。8 Kそれぞれが密接に絡みあいながら効果を発揮し、まちの3つの力を高め、めざすみどりの都市像を実現します。

また、8 Kの効果が十分に発揮されるためには、多様な立場の人たちが緑のまちづくりに関わり、パートナーシップによって進めていくことが重要となります。



㊦は名古屋市の市章です。尾張徳川家が合印として使用した「丸に八の字」印に由来します。

■ 8 K の模式図

2 緑のまちづくりのイメージ

(1) 基本方針1 みどりにより都市力を高める



大規模な公園緑地におけるイベントなど観光・にぎわいの拠点となっています



街路樹と沿道の緑化によって、みどりの景観が魅力的なものになっています



芝生広場や木陰で過ごす時間は暮らしに活力を与えてくれます

市民だけでなく日本中、世界中から名古屋を訪れる人をもてなし、多くの人がにぎわう**魅力あるみどりのまちを形成する**取り組みを進めることで都市力を高めていきます。

【K1】観光 みどりを回遊してなごやを“観光”する

＜活かすべき名古屋らしさ＞



■鶴舞公園
(開園 110 周年、国の登録記念物)



■名城公園
(名古屋城)



■中村公園
(豊臣秀吉、加藤清正ゆかりの地)

【K2】景観 みどりの“景観”を魅力的なものとする

＜活かすべき名古屋らしさ＞



■桜通のイチョウ
(シンボル並木)



■広小路通のケヤキ
(シンボル並木)



■ヒトツバタゴの並木
(東海地方の固有種)

【K3】活力 みどりが“活力”をうみ魅力を向上する

＜活かすべき名古屋らしさ＞



■久屋大通公園
(都心部の中心、にぎわいを向上させる再整備)



■オアシス 21
(2017 年外国人旅行者が選ぶ「夏のフォトジェニック観光スポット」第 2 位)

(2) 基本方針2 みどりにより地域力を高める



身近な生活空間に
田園風景が広がり
農業体験などにより
農地が交流の場
になっています



子どもからお年寄りまで
さまざまな世代が
気軽に集い、くつろげる
「地域の庭」となっています



自宅から歩いていけるような公園などにおいて、市民がもっと使いやすく、もっとできること、やりたいことが実現できるような**身近なみどりを活用する**取り組みを進めることで、地域力を高めていきます。

【K 4】交流 みどりを通じて“交流”の輪を広げる

＜活かすべき名古屋らしさ＞



■多文化共生の交流の場
池田公園
(栄東まちづくりの会)



■地域で活用される公園
荒子公園
(前田利家・荒子梅苑を育てる会)



■行事の利用調整・トイレ清掃
呼続公園
(呼続学区協議会)



■地域によるルールづくり



■スポンサー花壇事業
細口池公園
(細口池公園スイセンを育てる会)

【K 5】子育て・教育 “子育て・教育”の場としてみどりを活用する

【K 6】健康・福祉 “健康・福祉”の場としてみどりを活用する

＜活かすべき名古屋らしさ＞



■みどりの中の遊び場・学び場
天白公園
(てんぱくプレーパークの会)



■公園遊具
(プレイマウント)

(3) 基本方針3 みどりにより持続力を高める



みどりのある
自然環境が形成され
散策や自然観察に
利用されています



みどりのある
生活環境が形成され
地域の人との交流
も行われています



木陰や保水力がある
舗装などにより
過ごしやすい
空間となっています

安心・安全で良好な都市環境の形成や持続可能な社会の実現をめざして、**グリーンインフラを主流化する**取り組みを進めることで、持続力を高めています。

【K 7】環境 自然“環境”や生活“環境”をみどりで豊かにする

＜活かすべき名古屋らしさ＞



■特別緑地保全地区
(八竜特別緑地保全地区)



■オアシスの森づくり
(猪高緑地)



■都市農地
(西部平野、戸田川)



■貴重な生物が生息生育する干潟等
(藤前干潟、ラムサール条約登録湿地)



■民有地緑化
(企業等)



■民有地緑化
(個人宅等)

【K 8】危機管理 “危機管理”効果をみどりで発揮する

＜活かすべき名古屋らしさ＞



■防災公園
(米野公園)

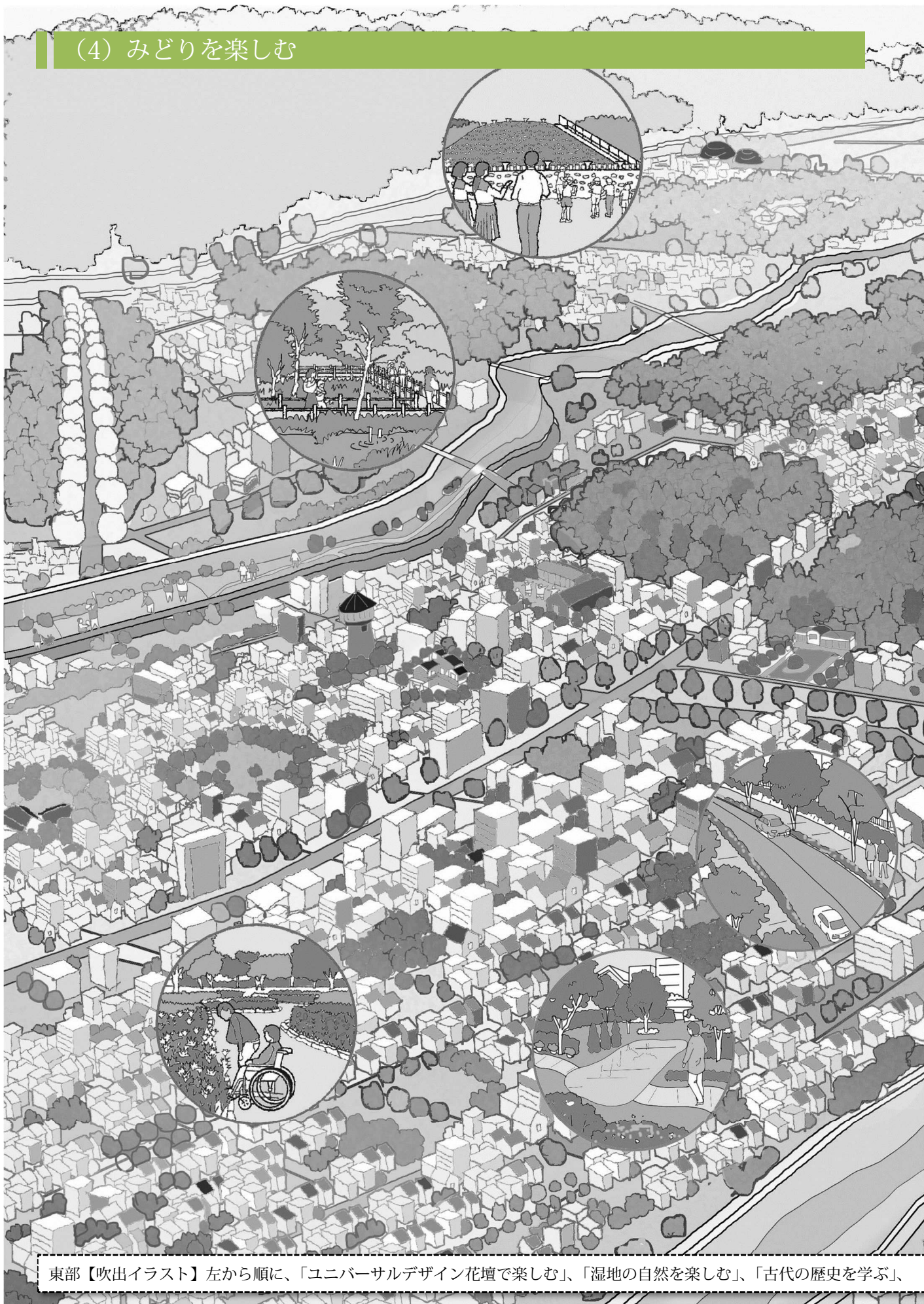


■防災公園
(川名公園)

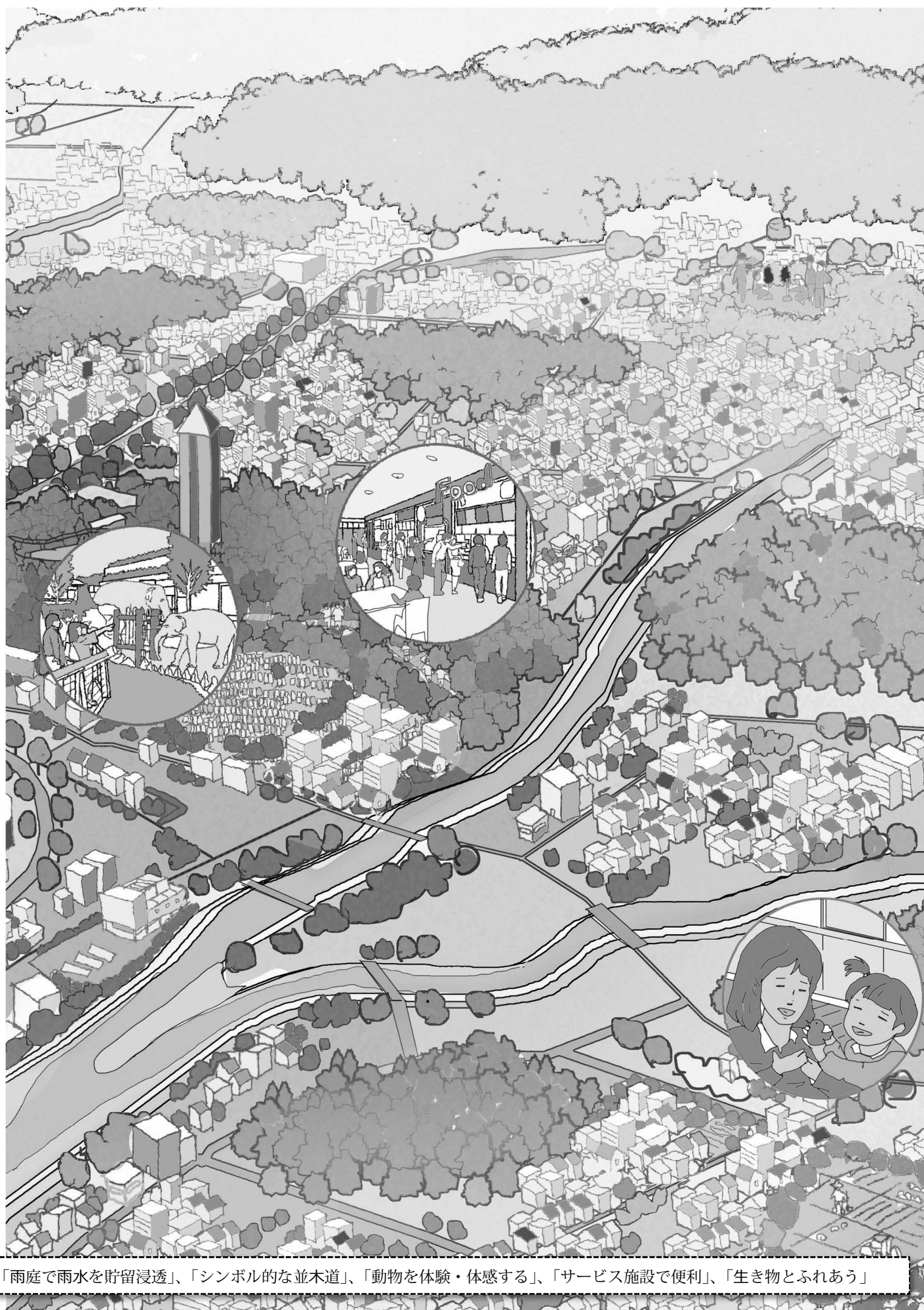


■公園施設の点検
(技術の向上)

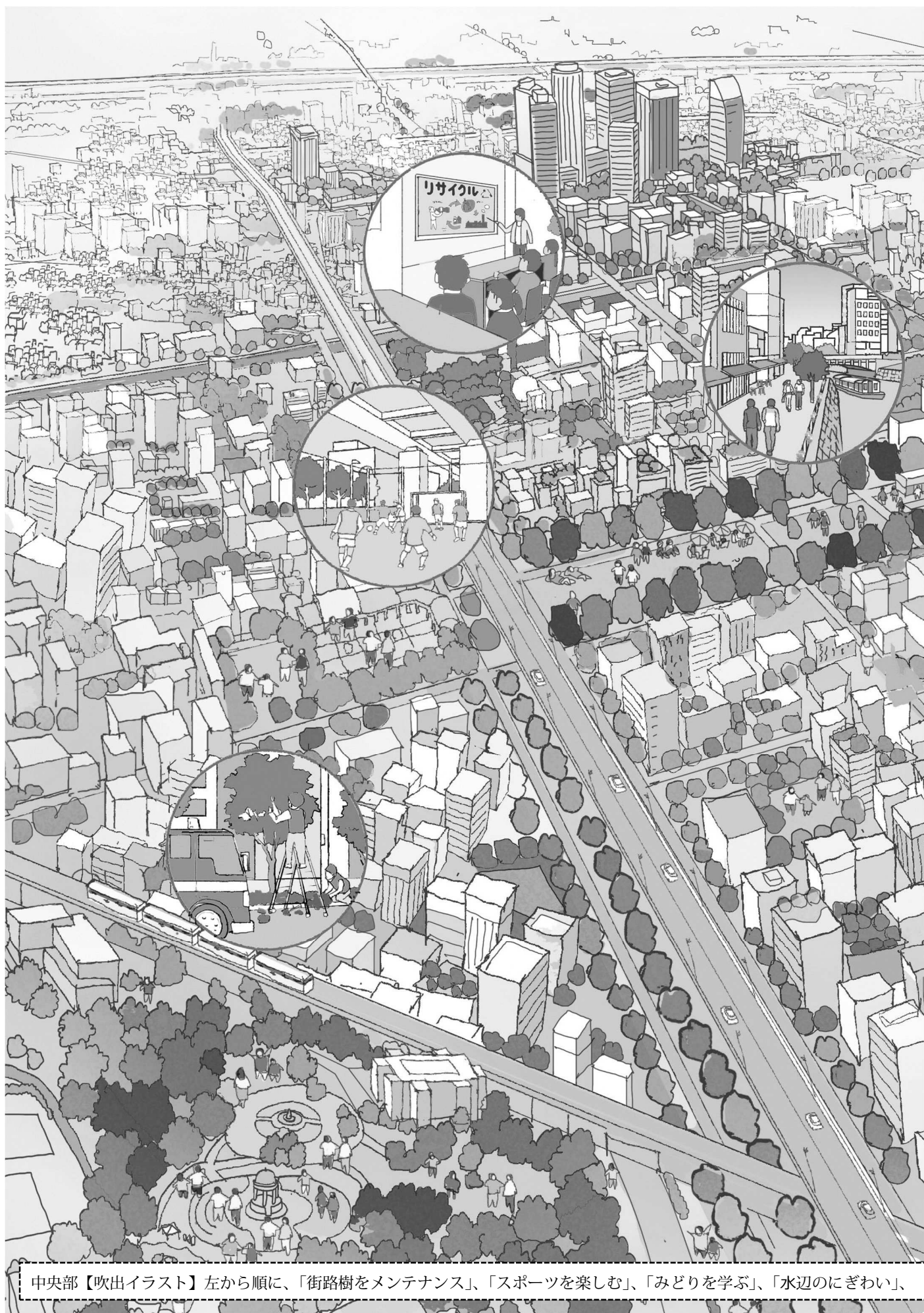
(4) みどりを楽しむ



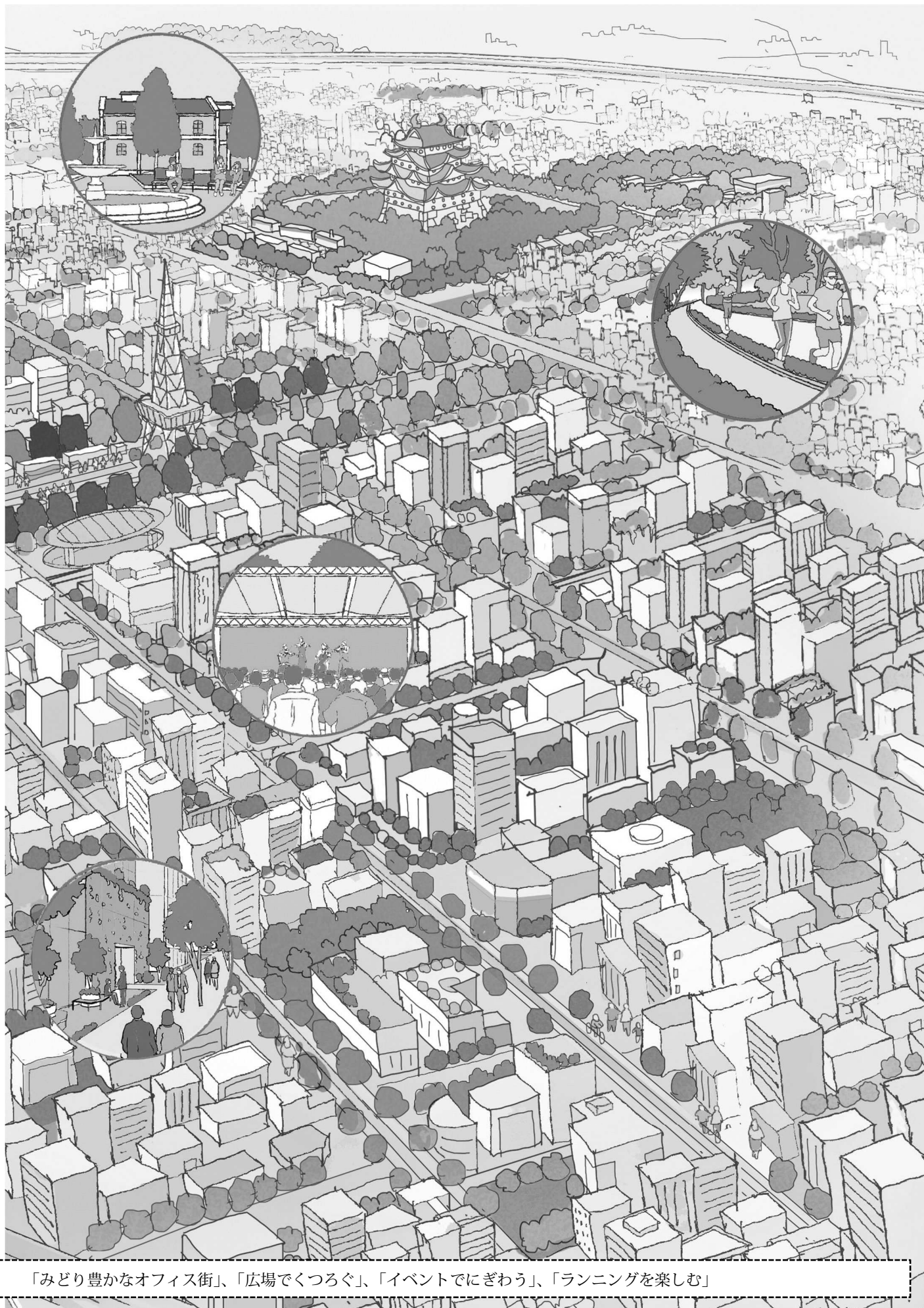
東部【吹出イラスト】左から順に、「ユニバーサルデザイン花壇で楽しむ」、「湿地の自然を楽しむ」、「古代の歴史を学ぶ」、



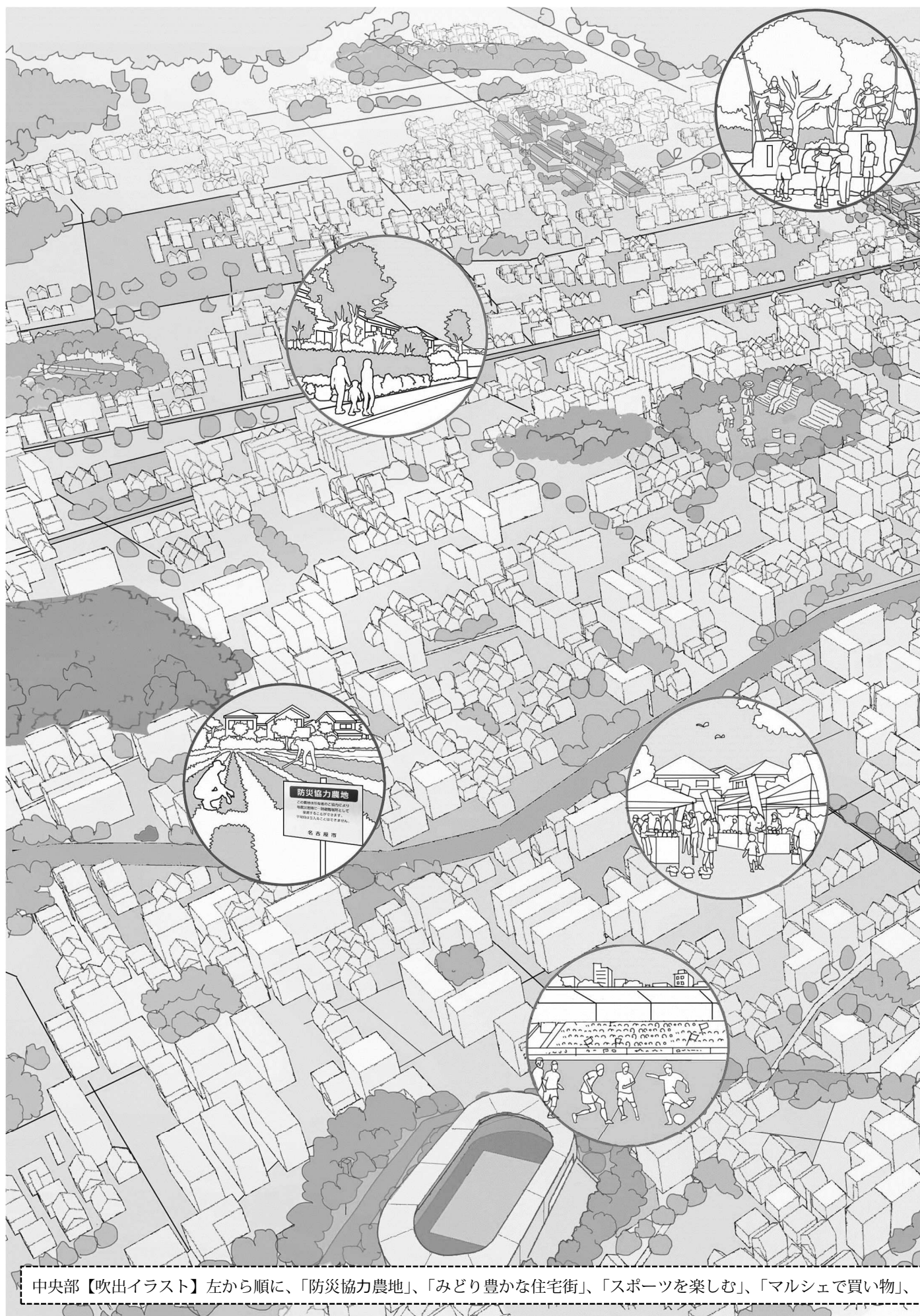
「雨庭で雨水を貯留浸透」、「シンボリックな並木道」、「動物を体験・体感する」、「サービス施設で便利」、「生き物とふれあう」



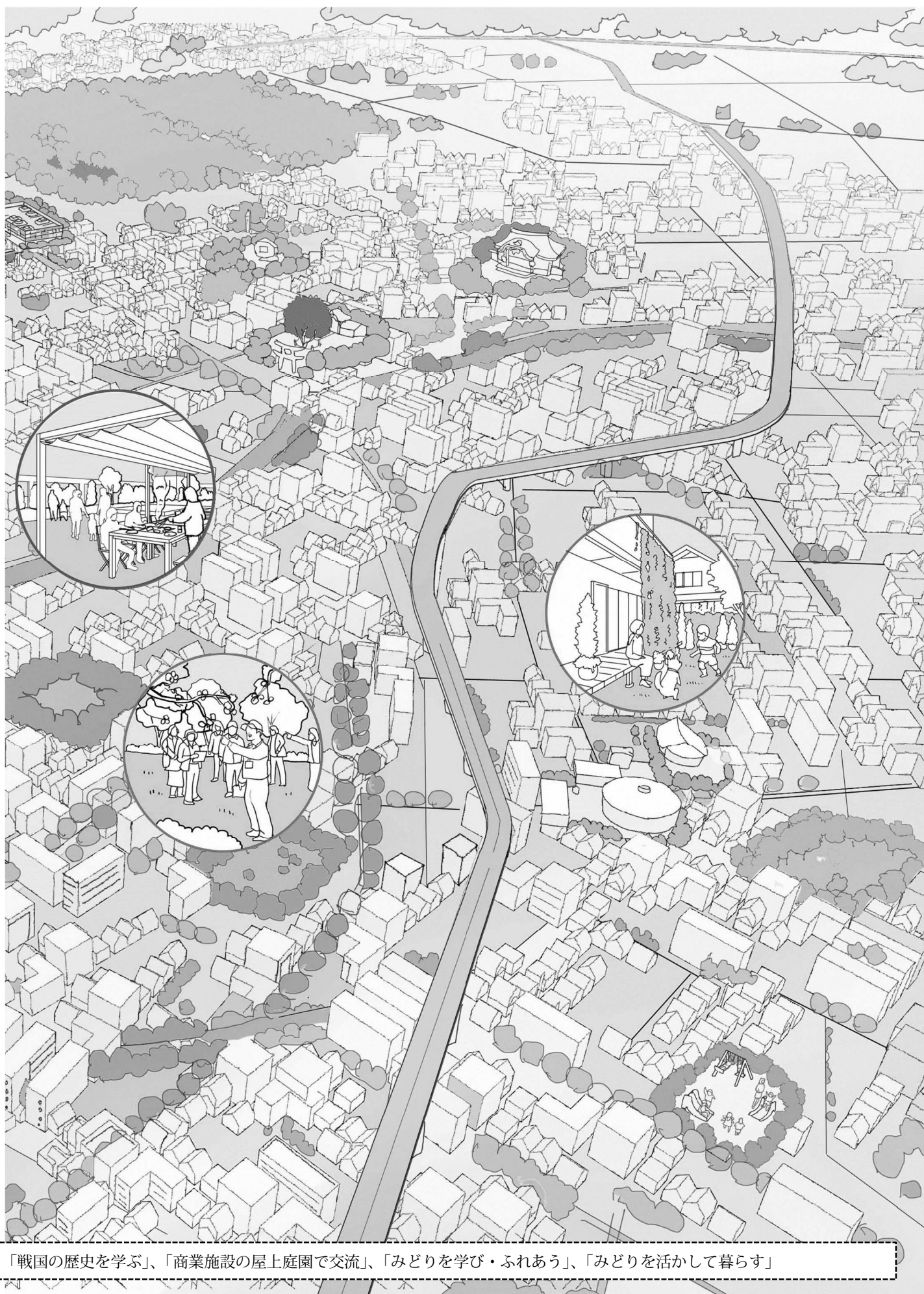
中央部【吹出イラスト】左から順に、「街路樹をメンテナンス」、「スポーツを楽しむ」、「みどりを学ぶ」、「水辺のにぎわい」、



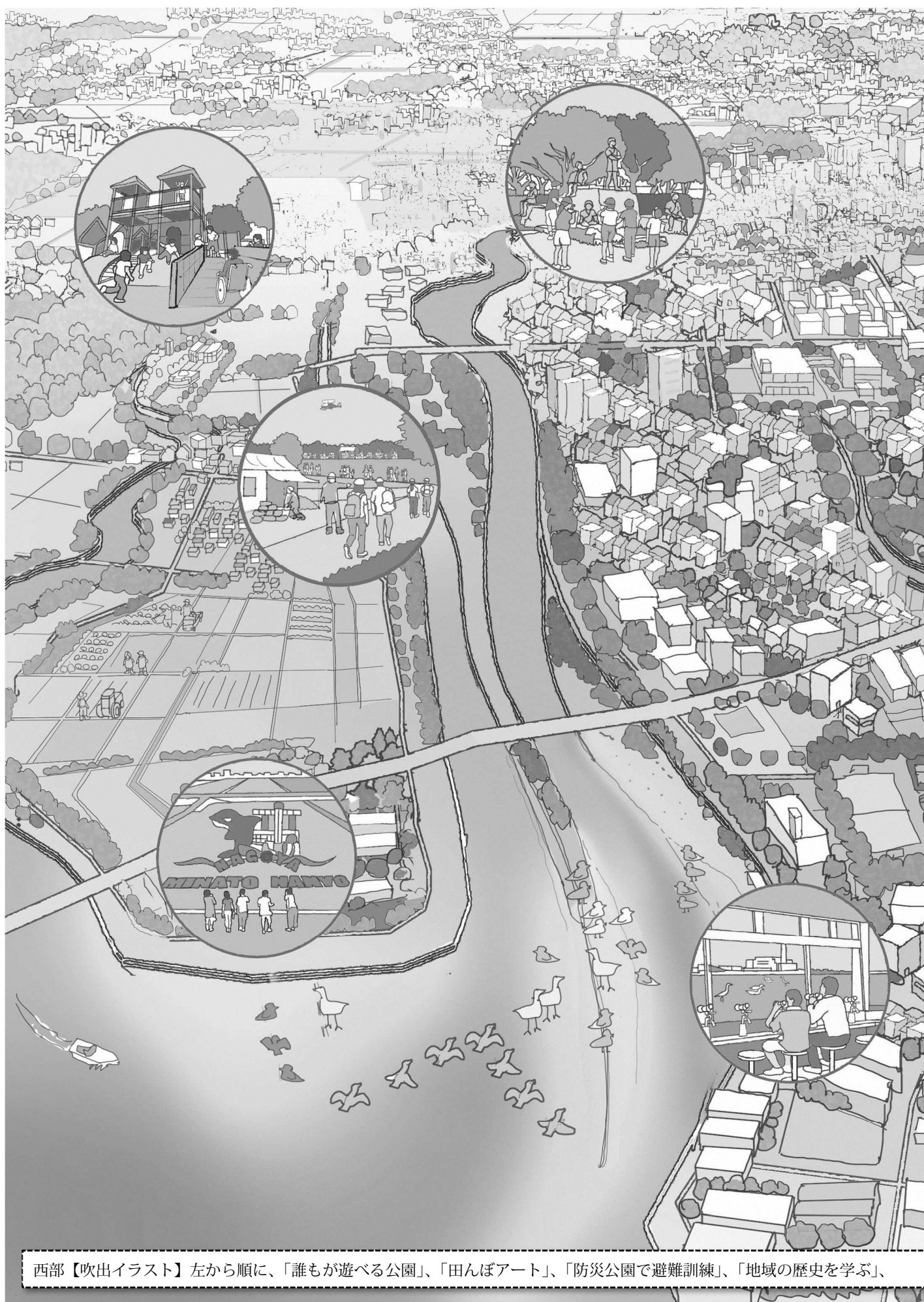
「みどり豊かなオフィス街」、「広場でくつろぐ」、「イベントでにぎわう」、「ランニングを楽しむ」



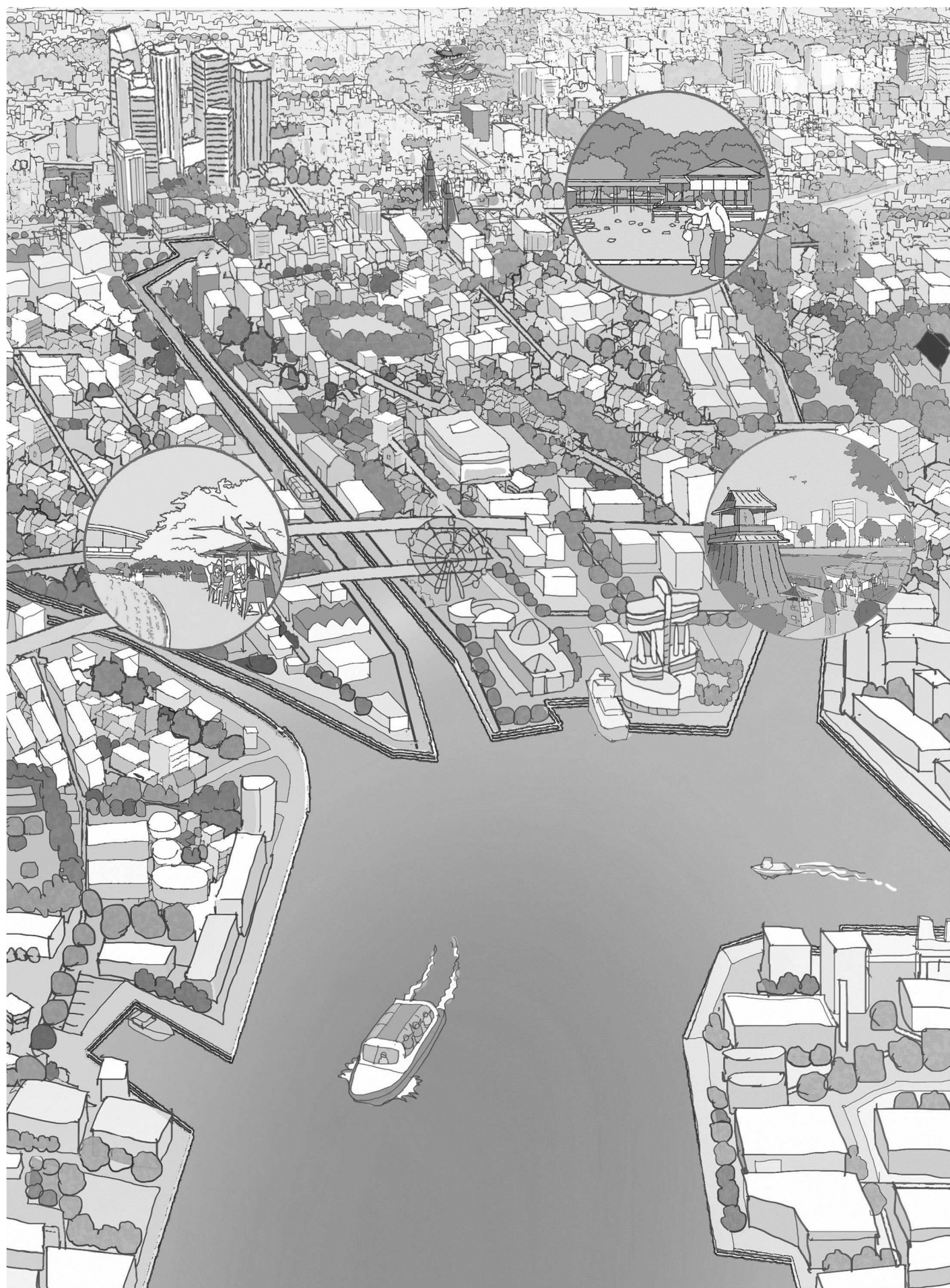
中央部【吹出イラスト】左から順に、「防災協力農地」、「みどり豊かな住宅街」、「スポーツを楽しむ」、「マルシェで買い物」、



「戦国の歴史を学ぶ」、「商業施設の屋上庭園で交流」、「みどりを学び・ふれあう」、「みどりを活かして暮らす」



西部【吹出イラスト】左から順に、「誰もが遊べる公園」、「田んぼアート」、「防災公園で避難訓練」、「地域の歴史を学ぶ」、



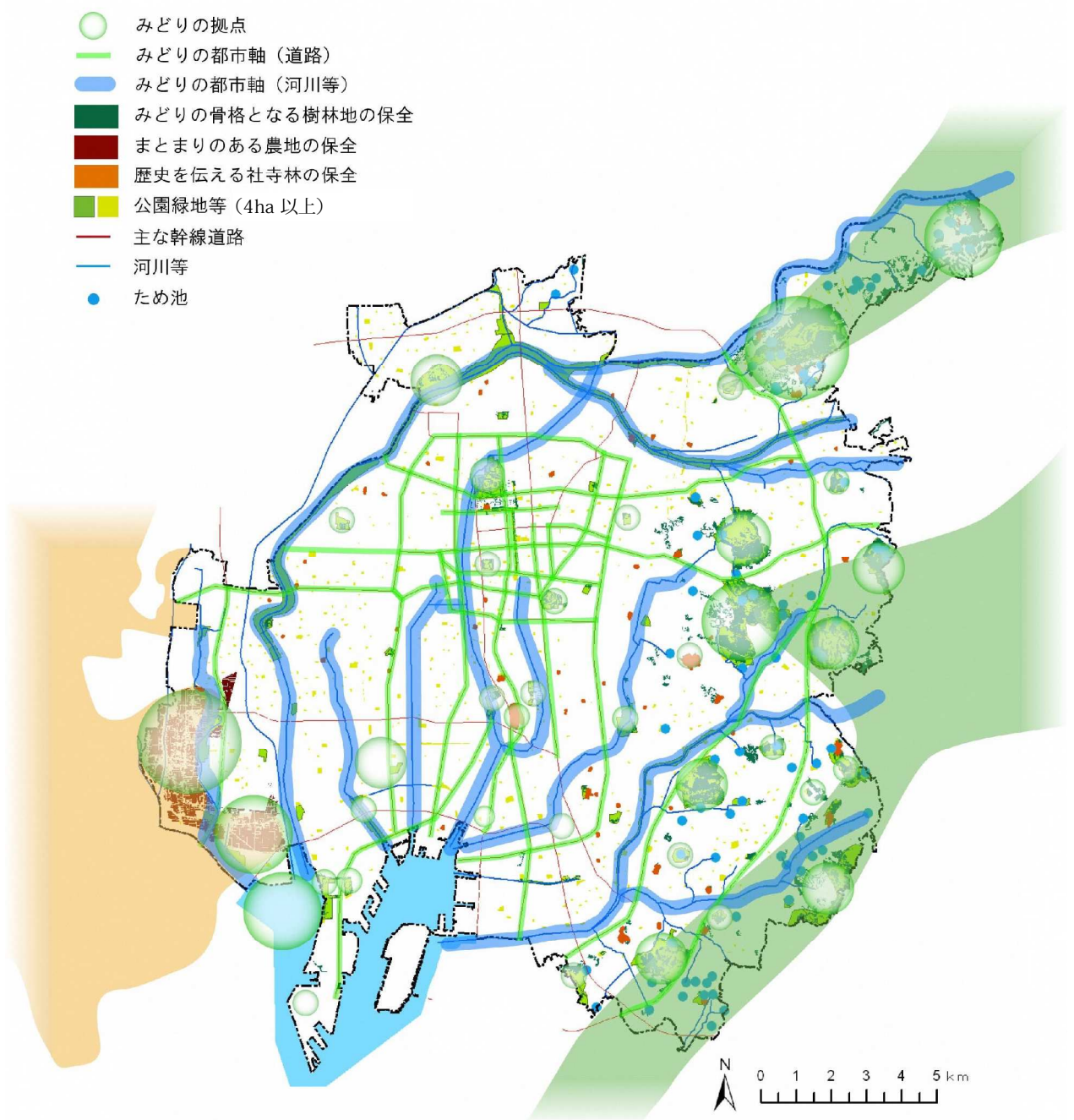
「野鳥を楽しむ」、「オープンカフェを楽しむ」、「庭園を楽しむ」、「堀川をクルーズ」

3 施策展開の方向性

(1) みどりのネットワーク

みどりの多面的な効果（8 K）を十分に発揮するため、みどりのネットワークの形成をめざします。

ネットワークの基本的な構造は、前計画を継承します。行政だけではなく市民や事業者等、多様な主体とともに取り組みを推進し、長期的な展望の中で取り組むことが必要です。緑のまちづくりに関係するステークホルダーが、将来像を共有し進んでいくことで、自然共生都市・なごやの実現をめざします。

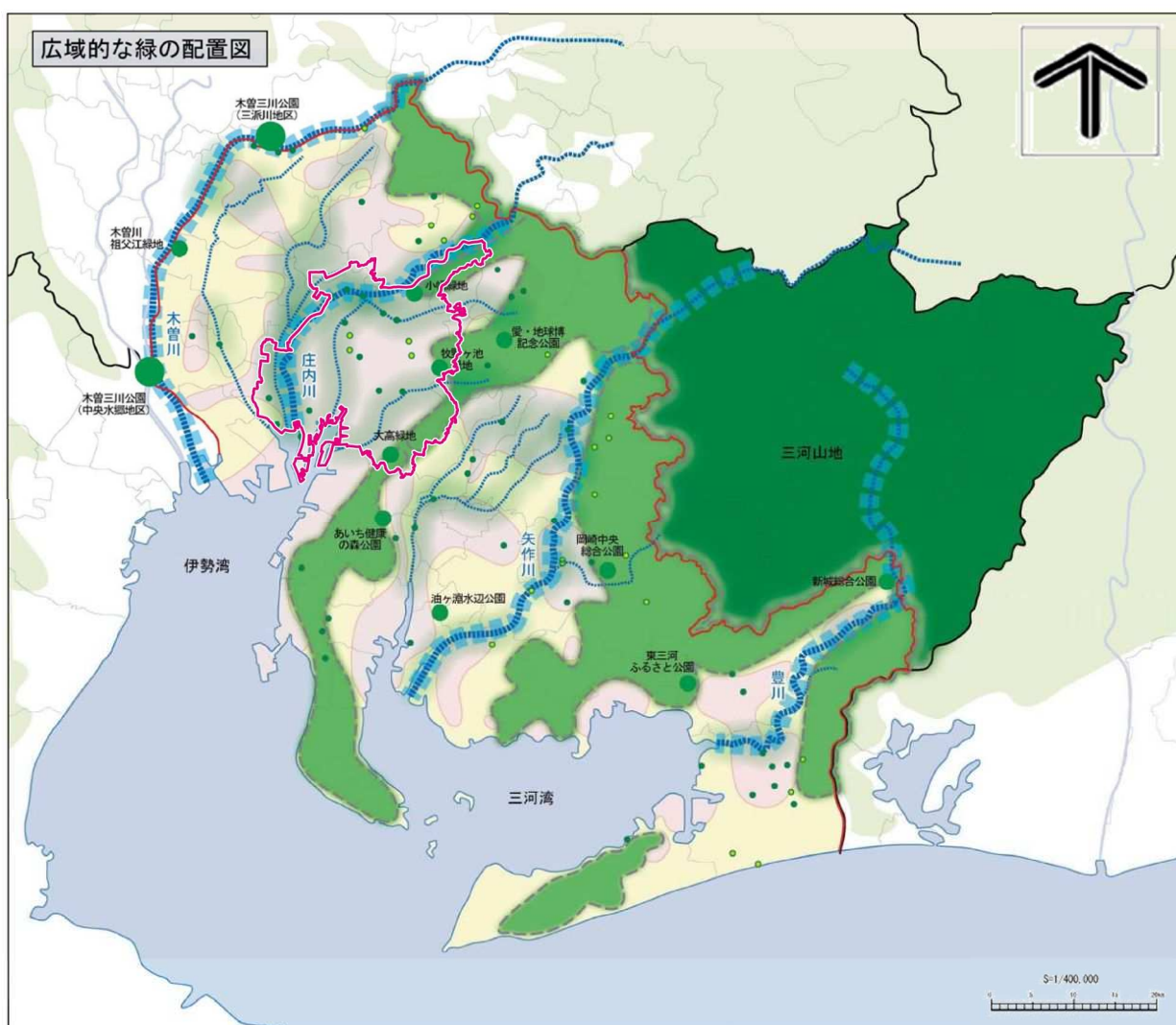


■将来的なみどりの構造のイメージ

本市の周辺も含めた広域的な視点からの緑のネットワーク形成も重要となります。愛知県は、三河山地や、尾張北東部、東部丘陵などの里山から、都市部を経て、伊勢湾、三河湾にいたる県土を有しています。また、三河山地などの大規模な樹林地は、都市環境の保全、土砂災害の抑制、景観形成などの多様な機能を持っています。

平成31（2019）年3月に策定された愛知県広域緑地計画では、これらの樹林地や里山と海をつなぐ大河川は『県土の骨格を形成する緑地』と位置づけられています。

本市においても、西部の沖積平野は木曽三川まで広がる農地の縁辺部にあたり、東部の丘陵地は知多半島へ続く里山のネットワークの一部を担います。



凡 例			
県界		県土の骨格を形成する緑地	県土の骨格を形成する緑地（里山） 
都市計画区域			県土の骨格を形成する緑地（都市計画区域外の樹林地） 
市町村界			県土の骨格を形成する緑地（大河川） 
市街地		広域的な緑の拠点	国営公園 
			広域公園 
			都市基幹公園 
			その他の都市公園 
		水と緑のネットワークを形成する緑	里山ゾーン 
			大河川のネットワーク 
			農地 
			主要な河川 
			市街地内の水と緑のネットワーク 

注）里山ゾーンは、里山を地域や地形により、区分したもの。

注）里山ゾーンは、里山を地域や地形により、区分したものの。

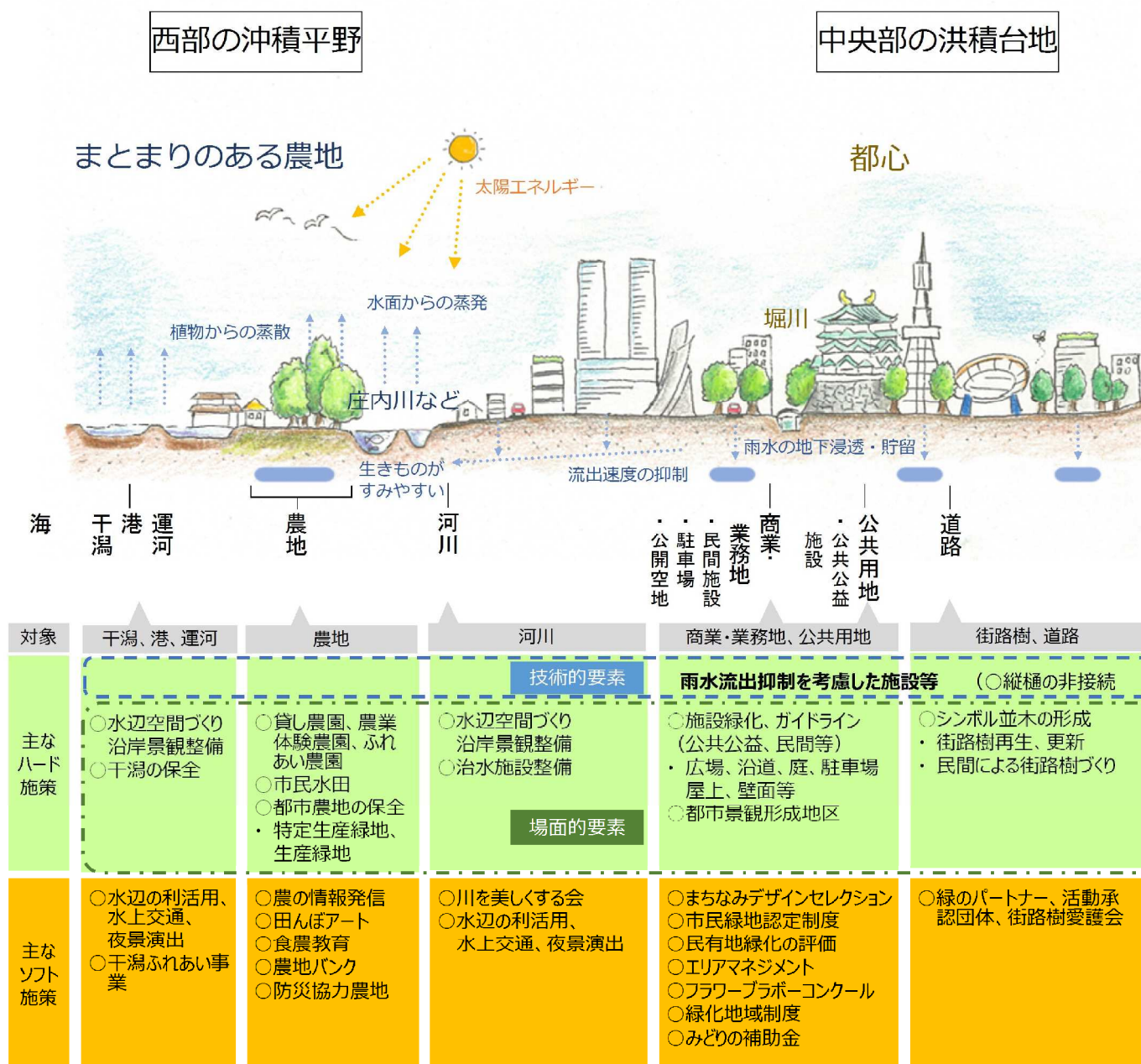
■広域的な緑の配置図（愛知県広域緑地計画より）

(2) グリーンインフラ

ア 施策展開の考え方

グリーンインフラの取り組みについて、以下の3つの場合に分けてハード・ソフト両面から、市内のさまざまな場所で施策を展開していきます。

- ① 存在そのものが多面的な効果を発揮する場合（グリーンインフラの場面的な要素）
- ② 道路や建築物等にグリーンインフラ技術を組み込むことで多面的な効果を発揮する場合（グリーンインフラの技術的要素）
- ③ 活用することでみどりの多面的な効果が発揮される場合（グリーンインフラの活用）

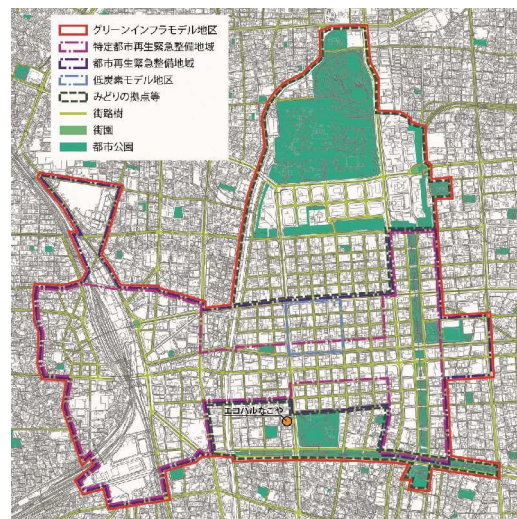


■本市におけるグリーンインフラの対象

イ グリーンインフラのモデル展開

産学官民の連携のもと、即地的かつ重点的に取り組んでいくため、数カ所のモデル地区を設定して、グリーンインフラの取り組みを推進していきます。

グリーンインフラとしての効果の発揮がより期待される場所を選定できるよう、モデル地区を設定する際の評価項目を設けて、事業を展開していきます。



■モデル地区のイメージ



(3) SDGs 未来都市として

公園、街路樹、農地、河川、みどり豊かな商業地や住宅地などにおいて、みどりの多面的な効果（8 K）が発揮されることは、持続可能な開発目標（SDGs）の達成にも寄与することとなります。

SDGs は「世界中の誰一人取り残されない」（No one will be left behind）をキーワードとし、先進国を含むすべての国々が、全ての関係者と協調的なパートナーシップの下で行動することが想定されており、自治体の取り組みも求められることとなります。

本市は令和元（2019）年 7 月に「SDGs 未来都市」に選定されています。本計画で盛り込まれた施策は、SDGs のさまざまなゴール・ターゲットに関わってきます。その関わり方は、SDGs のゴール・ターゲットと一対になるものもあれば、一つの取り組みが、複数のゴール・ターゲットに同時に効果を及ぼす場合もあります。また、さまざまな取り組みがお互いに好影響を及ぼし合い、相乗的な効果を及ぼす場合もあります。

本計画においても、さまざまなアプローチの方法により SDGs の 17 のゴールに向けて取り組みを進めていきます。

ゴール	アプローチの方法
 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	みどりをすべての子どもが健やかに育つ場所にします、誰一人取り残すことなく使える場所にします。
 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	優良農地の保全による生産機能の維持、食農教育による地場の農業への理解と消費の促進等を通じて持続可能な農業に寄与します。
 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	みどりを活かした健康づくりを促進することで、市民の健康増進と福祉の充実に寄与します。
 すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	公園や学校、環境学習施設、イベントなど、みどりに関する多様な学びの場、学習機会を提供することで、子どもから大人まで幅広い市民の学びを促進します。
 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う	みどりに関わる仕事に男女関係なくいきいきと働くことができる環境を整えます。トイレの整備にあたってはみんなが使える環境を整えます。ベビーキープの男性トイレへの設置も進めていきます。
 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	公園などのトイレ改修により衛生面の向上をはかるとともに、水辺空間の保全・再生・活用の取り組みを通じて市民の理解を高め、健全な水環境を維持します。
 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	剪定枝のチップ化し、石油を使わないクリーンエネルギーとして活用します。落ち葉等を堆肥化してクリーンエネルギーとして活用します。

ゴール

アプローチの方法



包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する



強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る



各国内及び各国間の不平等を是正する



包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する



持続可能な生産消費形態を確保する



気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する



持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する



持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

本市の代表的な公園や庭園、観光施設の魅力向上、世界の玄関口となる名古屋駅の整備、アジア競技大会の開催などを通じて、都市のブランド力を高め、観光の側面から持続可能な経済活性化につなげます。

治水面など安全な都市環境を形成し、本市の強みであるものづくり産業との連携の場を創出します。

市民や地域住民、来街者の声やニーズを公園等の整備に反映させることで、誰もが使いやすい空間を実現し、利用の不平等を是正します。

コンパクトシティをめざして都市と調和するみどりを保全・創出し、地域や企業との共働による適切な維持管理を行うことで、にぎわい創出や安心・安全などみどりの機能を十分に活かせる持続可能なまちを形成します。

現状のストックや資源を効率的に活用しながら、費用対効果を高い、緑のまちづくりを進めます。

地震や気候変動等によって起因する風水害やヒートアイランド現象などの災害に対応するために、グリーンインフラを活用し、都市の安全性をより一層高めます。

藤前干潟をはじめ、豊かな水辺環境を保全・創出し、生き物と共存できる海や河川を守り、育てていきます。

樹林地や湿地、農地など今あるみどりを適切に保全し、生物多様性の高い自然環境を守り、育てていきます。

みどりが平和や平等を実現する拠点となります。みどりに関わる情報や取り組みの透明性・公平性を確保します。

緑のまちづくりを進めるにあたり、愛護会制度などの従来の仕組みに加えて Park-PFI などの新たな仕組みも積極的に導入し、パートナーシップをより強化します。ラムサール条約を通じて、国際的なパートナーシップも強化します。また、アジア競技大会を契機として、大会の先催都市やアジアの諸都市との都市間交流を推進します。

ゴールの日本語訳：「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」（外務省仮訳）



大きな木が 10 年後のめざす姿を表現します。
めざすみどりの都市像が“幹”となって大きな樹木を支えます。

みどりにより高める 3 つの力（都市力、地域力、持続力）が
“葉っぱ”となって快適な都市環境と自然環境を生みだします。

大きな木を取り囲む“人々”は、緑のまちづくりによって発揮される
みどりの多面的な効果
（観光、景観、活力、交流、子育て・教育、健康・福祉、環境、危機管理）
を享受しています。

■施策展開に向けて

第Ⅴ章

施策及び事業の展開

基本方針の３つの力（都市力・地域力・持続力）と８Ｋ（観光、景観、活力、交流、子育て・教育、健康・福祉、環境、危機管理）により、計画期間内に行う取り組みの概要を整理します。

名古屋市みどりの基本計画2030 施策体系図（案）

基本方針と8K		取り組みテーマ
都市力を高める	魅力ある みどりのまち を形成する	K 1 観光 みどりを回遊して なごやを“観光”する
		K 2 景観 みどりの“景観”を 魅力的なものとする
		K 3 活力 みどりが“活力”をうみ 魅力を向上する
地域力を高める	身近なみどり を活用する	K 4 交流 みどりを通じて “交流”の輪を広げる
		K 5 子育て・教育 “子育て・教育”の場として みどりを活用する
		K 6 健康・福祉 “健康・福祉”の場として みどりを活用する
持続力を高める	グリーンインフラ を主流化する	K 7 環境 自然“環境”や生活“環境”を みどりで豊かにする
		K 8 危機管理 “危機管理”効果を みどりで発揮する

	施 策	
1	名古屋を代表する公園の再生（観光拠点となる公園）	
2	名古屋を代表する公園の再生（久屋大通公園）	
3	名古屋を代表する公園の再生（東山動植物園）	
4	ガーデンツーリズムの推進	
5	回遊性の向上	
6	快適性の向上	
1	シンボル並木の形成によるまちの景観づくり	
2	水辺の魅力創出とにぎわいづくり（堀川）	
3	魅力的な都市景観の形成	
4	民有地緑化の評価及びPR	
5	多様な情報ツールによるみどりの魅力発信と共有	
1	都市公園等の魅力向上（Park-PFI、指定管理者制度）	
2	都市公園等の魅力向上（なごやかベンチ等）	
3	水辺の魅力創出とにぎわいづくり（中川運河・名古屋港）	
4	エリアマネジメントからの公園づくり	
5	都心部の魅力的な空間とにぎわいづくり	
6	多様な主体による都市の魅力の向上	
1	魅力的な公園づくり（交流）	
2	緑のまちづくり活動の推進	
3	スポーツを通じた交流づくり（アジア競技大会）	
4	「農」の拠点からの情報発信	
5	「農」を通じた交流の場づくり	
1	魅力的な公園づくり（子育て・教育）	
2	みどりの遊び場・学び場づくり	
3	みどり豊かな教育環境づくり	
4	みどりを通じて歴史を学ぶ	
1	魅力的な公園づくり（健康・福祉）	
2	スポーツを楽しめる公園づくり（都市公園の活用）	
3	みどりをお散歩して健康づくり	
4	誰もが使いやすい公園づくり	
5	農福連携	
1	協働による樹林地等の保全	
2	長期未整備公園緑地の事業推進	
3	民有樹林地の保全	
4	都市農地の保全	
5	藤前干潟の保全	
6	なごやの森づくり	
7	エコライフの推進	
8	公共施設緑化の推進	
9	民有地緑化の推進	
10	みどりの現況調査（緑被率・緑視率のモニタリング）	
11	みどりに気づき、学び、行動する	
12	生物多様性保全活動の推進	
13	生物多様性の主流化	
14	みどりの保全の財源確保	
1	公園等の防災機能の充実（防災公園等）	
2	公園等の防災機能の充実（雨水流出抑制等）	
3	公園・街路樹等の維持管理	
4	公園・街路樹等の計画的な更新等	
5	名古屋市総合排水計画の事業推進	

パートナーシップで進める

みどりと人がきらめく 自然共生都市・なごや

第Ⅵ章 計画の推進

本計画の推進体制、進行管理について記載しています。

1 推進体制

本計画の推進にあたっては、産学官民（事業者、大学等教育機関、行政、市民・NPO等）の多様な主体がさまざまな役割を担い、それぞれが得意とする技術やアイデアなどを結びつけ、パートナーシップによって緑のまちづくりを進めていきます。

行政の庁内体制については、前計画に引き続き、本計画の推進に関しては、総合的な調整及び相互連携の強化をはかるための「緑のまちづくり推進本部」、関係各課が参加する「緑のまちづくり推進連絡調整会議」を設置して情報共有を行うなど、連携・協力体制を構築します。

なお、本計画の推進にあたり重要な施策課題等の検討については、緑のまちづくり条例第40条に基づく「名古屋市緑の審議会」において審議を行い適切な対応を行います。

産 事業者

- ・敷地内や建物の屋上・壁面、沿道などの緑化を行う
- ・社会や地域への貢献活動（CSR）の場としてみどりを活用する
- ・事業者の持つ資金や技術をみどりの分野に提供する
- ・社会実験のフィールドとしてみどりを活用する

学 大学等 教育機関

- ・研究のフィールドとしてみどりを活用する
- ・みどり分野の研究活動の情報を発信する
- ・みどり分野で活躍する人材を育成する
- ・みどり分野で活躍する研究者を増やす
- ・みどりに関する公開講座を実施する

官 行政

- ・リーダーシップを発揮する
- ・市民参加を支援する、普及啓発を行う
- ・市民や事業者の緑化活動を促進する
- ・サウンディングにて市場調査をする
- ・みどりの保全制度を構築・PR・運用する
- ・都市公園等の整備、維持管理を行う
- ・公共空間の緑化を推進する
- ・みどりの情報のオープンデータ化を進める
- ・産学官民が連携できる基盤を整える

民 市民・NPO

- ・地域活動で身近な公園などを活用する
- ・みどりや環境のイベントに参加する
- ・庭やベランダ、屋上、沿道など身近な場所の緑化やガーデニングを行う
- ・みどりの魅力をみんなに伝える
- ・地域の緑化活動に積極的に参加する

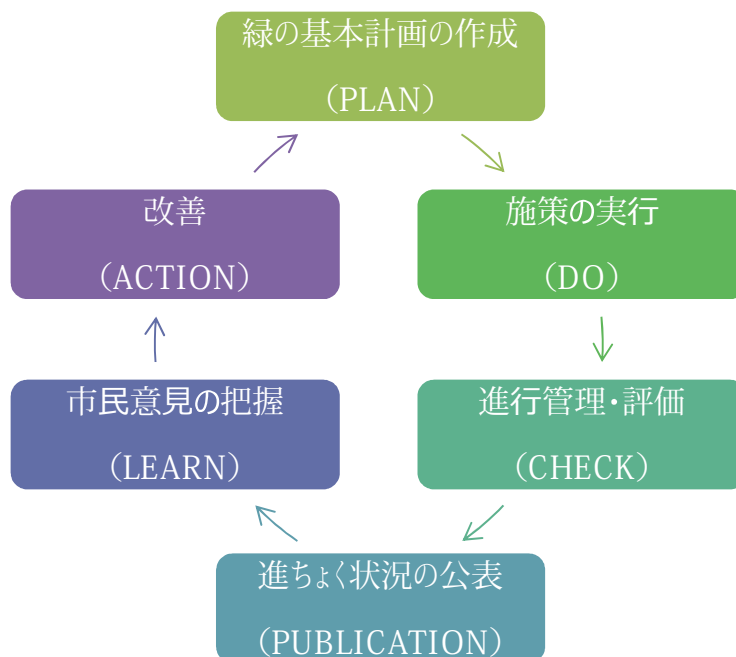
パートナーシップ

みどりの多面的な効果の発揮

2 進行管理

(1) 進行サイクル

本計画を実現性の高い計画とするために、進行管理にあたっては、「計画（PLAN）」、「実行（DO）」、「評価（CHECK）」、「公表（PUBLICATION）」、「市民意見の把握（LEARN）」、「改善（ACTION）」の6つの視点のサイクルを適切に運用します。



(2) 評価と見直し

進行管理における評価については、次の3つの指標を設定します。

- 成果指標（アウトカム指標）
緑のまちづくりの中で、質的目標となる指標（市政アンケート等からの引用）
- 達成指標（アウトプット指標）
緑のまちづくりの中で、量的目標となる指標
- 共有指標
緑のまちづくりを進めていく中で市民・NPO、事業者、行政がみどりの現状を把握し、ともにみどりの保全・創出を進めていくための指標
また本計画の8Kの取り組みは、まちづくりに波及していくことが期待されるため、「名古屋市総合計画2023」の指標を参考として共有指標に位置づけ

これらの指標を用いて、おおむね5年ごとに評価を行うものとします。評価結果は公表し、市民や事業者の皆さんからの意見等を収集するとともに、必要に応じて計画を見直します。

